



保 福 第 9 2 6 号
令 和 4 年 3 月 2 8 日

鹿児島市保健所長 殿

鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課長

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業に係る周知について（依頼）

本県の保健医療行政の推進に当たりましては、平素より御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国から、外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリストに登録されている又は令和4年度中に登録の見込みがある医療機関を対象に、災害時・急病時に訪日外国人旅行者の診療を受け入れる医療機関の多言語対応を目的とした標記事業の公募開始に係る通知がありました。

つきましては、別紙1～5のとおり、当該事業に係る資料を送付しますので、下記別途周知依頼済み又は周知済みの団体等に属さない管内医療機関に対して周知をお願いします。

なお、当該事業に係るお問合せ及び事業計画書等の提出については、下記まで、直接御連絡ください。

記

- 1 別途周知依頼済み又は周知済みの団体等
鹿児島県医師会，鹿児島県歯科医師会，徳洲会系医療機関，県立病院課，外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト掲載医療機関
- 2 事業計画書等の提出先・問合せ先
〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1
九州運輸局 観光部観光企画課
電話番号 092-472-2330
FAX 092-472-2334

鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課
医療政策係 担当：加松（かまつ）
電話：099-286-2738（直通）

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

観光地、宿泊施設、公共交通機関の各場面において、訪日外国人旅行者がストレスフリー・快適に旅行を満喫できる環境及び災害など非常時ににおいても安全・安心な旅行環境の整備を図るため、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの整備、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進、感染症対策の充実、非常時における多言語対応の強化等に関する取組を支援する。
また、訪日外国人旅行者の更なる消費拡大・満足度向上に向けて、インバウンドベンチャーのノウハウ・技術の活用等、地方の観光の現場における新たな取組の促進を図る。

○観光施設等における安全・安心の向上に向けた取組を支援

■災害時の避難所機能の強化

非常用電源装置の設置 防災トイレの整備 無料Wi-Fiの整備 等





■災害時・急病時の多言語対応強化

デジタルサイネージの整備 翻訳機器等の整備 等




■感染症対策の充実

アクリル板の設置 足踏式手指消毒器等の設置 サーモグラフィー等の導入 等




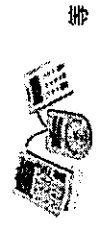




○宿泊施設での滞在時の快適性の向上に向けた取組を支援





■基本的ストレスフリー環境整備

無料Wi-Fiの整備 案内表示の多言語化 タブレット端末の整備 決済端末等の整備 等

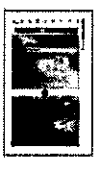





■バリアフリー環境整備

客室のバリアフリー化 浴室のバリアフリー化 食堂の段差の解消 トイレのバリアフリー化 等

サーモグラフィー等の導入



DXを活用した非接触型サーモグラフィーシステムの導入(※)

混雑状況の「見える化」



※これに付帯する宿泊情報管理システム等を含む

○移動に係る利便性及び快適性の向上に向けた取組を支援

多言語表記 多言語案内用タブレット端末等の整備

多言語表記 多言語案内用タブレット端末等の整備 無料Wi-Fiの整備 等

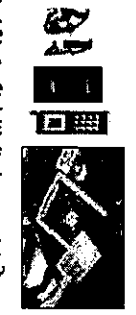




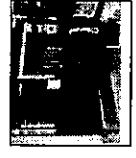
トイレの洋式化及び機能向上



全国共通ICカードQRコード決済等の導入



移動円滑化



感染症対策



令和4年度予算案：2,706百万円の内数

事業概要

訪日外国人旅行者が災害時・急病時など非常時においても安全・安心な旅行ができる環境の整備を図るため、訪日外国人旅行者を受け入れる医療機関、観光施設等における、災害時・急病時の多言語対応機能の強化、感染症対策の充実、避難所機能の強化等に関する取組を支援する。

支援制度

補助対象事業

- (1) 観光施設等における感染症対策機器等の整備
- (2) 災害時の観光施設等における避難所機能の強化

(3) 災害時・急病時の観光施設等における多言語対応機能の強化

補助対象事業者 病院・診療所等を設置し、又は管理する者
補助率 国：2分の1以内

補助対象経費

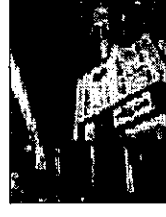
①多言語案内機能の整備

- ・デジタルサイネージ
- ・多言語案内・翻訳用タブレット端末



- ・多言語案内・翻訳システム機器

- ・多言語案内標識



- ・多言語揭示物・配布物



<配布物例>
請求書・同意書等

- ・多言語案内放送



- ・多言語ホームページ
- ・多言語館内案内表示（医療機関のみ）

②無料公衆無線LAN環境の整備



「①多言語案内機能の整備」に掲げる設備を利用するために必要となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費

③スタッフ研修

- 多言語対応研修、視察研修

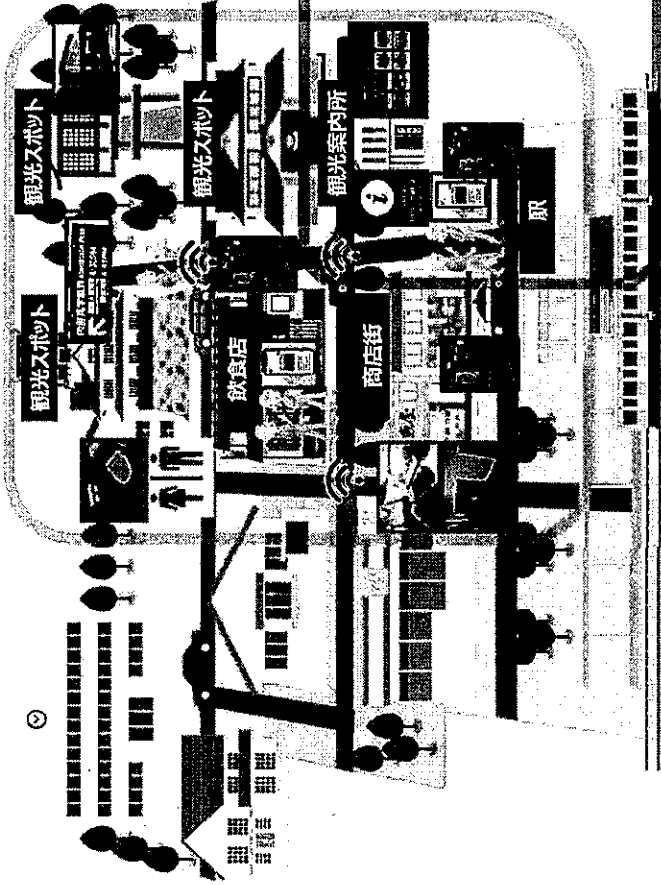
その他要件 「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト（観光庁・厚生労働省）」に登録されている、または登録の見込みがあるもの

注)本事業の執行は、令和4年度予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることとありますので、あらかじめご了承ください。

ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化

訪日外国人旅行者の周遊の促進・消費の拡大を図るため、ICT等を活用した観光地の受入環境整備を支援する。

■インバウンド周遊環境の整備



- 観光スポットの多言語化
- 無料W-FIの整備
- AIチャットボットの導入
- 公衆トイレの洋式化、洗面器の自動水栓化
- 観光案内所等の整備・改良
- キャッシュレス化
- ICTを活用したゴミ箱の整備
- ワークーション環境の整備
- 段差の解消

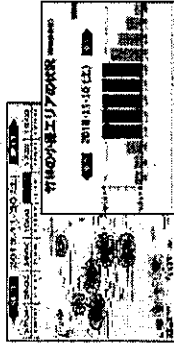


徒歩によるまちなか周遊

- ・ 徒歩での観光スポット・商店街巡り、食べ歩き、その地域ならではの催し、夜のまちなかを楽しむ環境を整備
- 賑わい拠点となる屋外広場の整備
- ナイトタイムエコノミー環境の整備



ナイトマーケット



- 混雑状況の見える化

レンタカー・レンタサイクルによる広域周遊

- ・ レンタカーやレンタサイクルでの観光スポット巡り、コト消費などを楽しみ、滞在できる環境を整備
- EV急速充電器の整備
- クラウンピング環境の整備



■古民家等の観光資源化



■観光振興のための無電柱化



■先進的なサイクリング環境整備

- 走行兼用設備
- 変入環境整備
- 修めづくり
- 情報発信

多言語案内看板 サイクルラックの設置

■歴史的観光資源の高質化

- 建築物・空地等の美装化・緑化、除却等



歴史的な町並みの美観に配慮した建造物

補助率

1/2等

対象地域

訪日外国人旅行者の来訪が特に多い、又はその見込みがある市区町村として観光庁が指定するもの

訪日外国人旅行者が災害など非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を図るため、観光施設等における感染症対策の充実、災害時の避難所機能の強化、災害時・急病時の多言語対応強化を支援します。

【観光施設等における安全・安心の向上に向けた取組を支援】のポイント

- 補助メニューについて
「観光施設等における感染症対策機器等の整備」、
「災害時の観光施設等における避難所機能の強化」、
「災害時・急病時の観光施設等における多言語対応機能の強化」の3つの事業。
避難所機能の強化では、避難スペースや備蓄倉庫、災害用トイレの整備、多言語対応機能強化では、医療機関を対象とした翻訳機器等の整備も対象。
- 補助対象事業者について
補助対象施設を設置し、若しくは管理する者又は観光地における店舗・事務所等を運営する者であれば、地方自治体、民間事業者等が補助対象事業者となります。(観光施設等として、道の駅、みなのオアシス等も対象。その他に、医療機関も対象となります。)
- 優先採択について
指針に基づき、外国人旅行者の安全確保を行う、「観光危機管理計画」を策定した地域、「地域防災計画」等で訪日外国人旅行者の避難計画を定めた地域における事業は優先的に採択。
- 補助率について
上記3つの事業での、補助率は何れも、補助対象経費の2分の1以内。
- 地域要件について
市区町村の要件はありません。

■ 感染症対策の充実

アクリル板等の設置  足踏式手指消毒器等の設置  サーモグラフィ等の導入  等

■ 災害時の避難所機能の強化

非常用電源装置の設置  防災トイレの整備  無料Wi-Fiの整備  等

■ 災害時・急病時の多言語対応強化

デジタルサイネージの整備  翻訳機器等の整備  等

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（インバウンド安全・安心対策推進事業）

補助 メニュー	<p>(1)観光施設等における感染症対策機器等の整備 (2)災害時の観光施設等における避難所機能の強化 (3)災害時・急病時の観光施設等における多言語対応機能の強化</p>
立地要件	<p>訪日外国人旅行者数を2030年に6,000万人とするとの目標実現に向けて、 訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は 訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域。</p> <p>なお、以下の地域における事業について優先的に採択します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>非常時における外国人旅行者の安全・安心の確保に向けた指針</u>」に基づき <u>観光危機管理計画を策定した地域</u> ・「<u>地域防災計画</u>」等において訪日外国人旅行者の避難計画等を定めた地域
補助率	補助対象経費の2分の1以内
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の取得に要する経費 ・故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新 のみに要する経費 ・ランニングコストやレンタル・リース契約に関する経費

補助対象事業者、補助対象施設等について

	補助対象事業者	補助対象施設等
(1) 観光施設等における 感染症対策機器等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>観光案内所・観光施設等</u>を設置し、若しくは管理する者 ・ <u>観光地における店舗・事業所等</u>を運営する者 	<p><u>訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている又は訪れると推定される以下の施設等を補助対象とする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 神社、寺院、又は教会 (2) 城跡、城郭、又は宮殿 (3) 庭園又は公園 (4) 動植物園又は水族館 (5) 博物館又は美術館 (6) テーマ公園又はテーマ施設 (7) 外国人観光案内所 (8) 道の駅、みなのオアシス等 (9) 上記以外で訪日外国人旅行者の利用が見込まれる施設等
(2) 災害時の観光施設等における避難所機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>病院・診療所等</u>を設置し、又は管理する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院、診療所、歯科診療所 ・ <u>「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」</u>（観光庁・厚生労働省）に登録している、または登録の見込みがあるもの
(3) 災害時・急病時の 観光施設等における 多言語対応機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>病院・診療所等</u>を設置し、又は管理する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院、診療所、歯科診療所 ・ <u>「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」</u>（観光庁・厚生労働省）に登録している、または登録の見込みがあるもの

(1) 観光施設等における感染症対策機器等の整備

訪日外国人旅行者を受け入れる観光施設等における感染症の拡大防止を推進することで、訪日外国人旅行者がわが国を安心して旅行できる環境を整備するため、感染症対策機器等の整備を支援する。

1. 補助対象事業者 観光案内所・観光施設等を設置し、若しくは管理する者
観光地における店舗・事業所等を運営する者

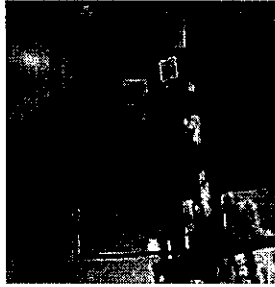
2. 補助率 国：2分の1以内

3. 補助対象経費

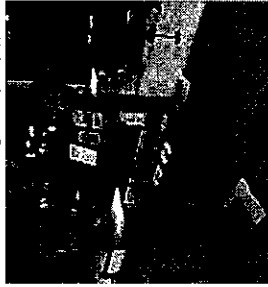
① 感染症対策機器

感染症対策のために観光施設等に設置する機器

・パーテーション



・足踏み式手指消毒器



・赤外線サーモグラフィ



その他

- ・間隔保持用ポール
- ・入退場カウンター
- ・チケットレス端末
- ・自動水洗式洗面器

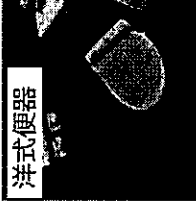
※使用期間が1年未満のものや消耗品は対象外とする。

② トイレ

和式便器



洋式便器



- ・和式便器の洋式化
- ・洋式便器の交換
(高機能化を伴う洋式便器の交換等)
- ・清潔機能向上整備
- ・洗面器 (自動水栓化等)
- ・小便器 (自動水栓化等)
- ・室内空調設備
- ・案内標識 (トイレであることや、場所を多言語等で案内する看板等)
- ・案内表示 (使用方法を説明する多言語表示の設置等)

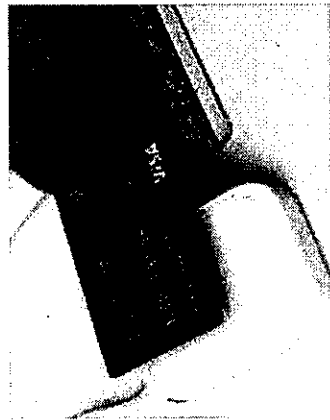
※対象となるトイレ

- ・広く開放しているトイレが対象
- ・営利目的の施設内及び利用料を収受しなれば入場できない箇所に所在するトイレ、地域住民の利用が主たるトイレは除く
- ・トイレの所在を多言語等により表示していること
- ・トイレの新築は対象外。増築改築は対象。

(1) 観光施設等における感染症対策機器等の整備

③非接触式キャッシュレス決済環境

- ・非接触式キャッシュレス決済環境の整備
- ・ソフトウェアの購入
- ・LAN環境の整備
(セキュリティ対策を含むソフトウェア購入費も対象)



クレジットカードや電子マネー、QRコード決済等

※地域住民の利用が主たる店舗・事業所等は対象外とする。

4. 立地要件

- i) 「補助対象施設等」内
- ii) 「補助対象施設等」の周囲
- iii) 「補助対象施設等」へのアクセス経路
(周辺の施設から該当の「補助対象施設」へアクセス経路
※「①感染症対策機器」についてはi)及びii)のみとする。

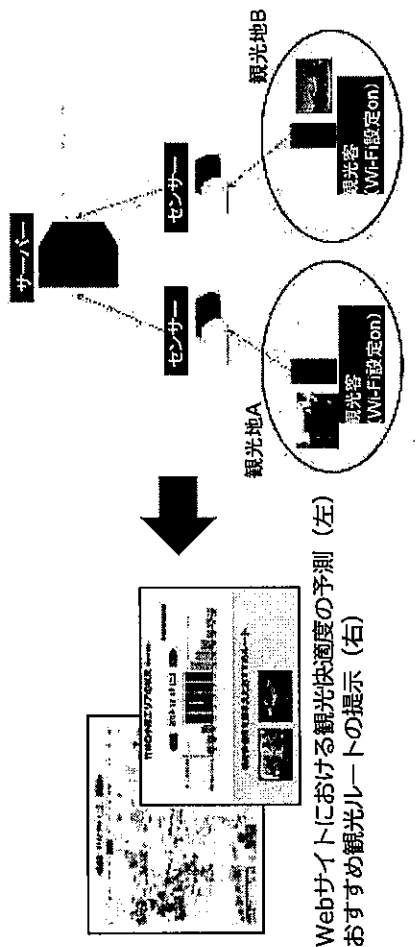
5. その他要件

補助対象事業者は、補助対象施設において、感染症予防に必要な措置を講じさせること。

④混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示

- ・観光施設等における来訪者の混雑状況の把握(※1)
- ・混雑状況を観光客に示すための機器等の整備(※2)
- ・上記を行うためのシステムの開発
(混雑状況を観光客に示すためのスマートフォン対応アプリケーション、画像コンテンツ等の制作費を含む)

- ※1 混雑状況を把握する機器等は複数箇所設置するものを対象とする。
- ※2 多言語で混雑状況の発信を行うものを対象とする。



Webサイトにおける観光快適度の予測 (左)
おすすめ観光ルートの提示 (右)

(2) 災害時の観光施設等における避難所機能の強化

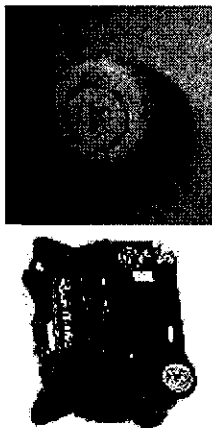
災害時に訪日外国人旅行者を受け入れる観光施設等における避難所機能の強化を推進することで、訪日外国人旅行者がわが国を安心して旅行できる環境を整備するため、これらの機能強化に資する整備を支援する。

1. 補助対象事業者 観光案内所・観光施設等を設置し、若しくは管理する者
観光地における店舗・事業所等を運営する者

2. 補助率 国：2分の1以内

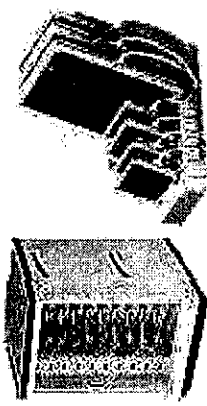
3. 補助対象経費

①非常用電源装置



蓄電池システム、発電機等
※安定的に電源供給が可能な機器であれば、
太陽光発電等も補助対象

②情報端末への電源供給機器



③災害用トイレ



④避難所機能に係る施設整備・改良

備蓄倉庫や避難スペース等の整備・改良

⑤案内標識

多言語又はピクトサイン等により、①～④の施設等を示す標識や場所を案内する看板等

⑥案内表示

①～④の施設等のピクトサインや使用方法を説明する多言語表示の設置等

4. その他要件 災害等が発生した際、避難のために当該施設を利用することについて、関係地方公共団体との調整がなされていること 等

<特記事項>

- ・整備した機器等が確実に使用できる状態を維持することを目的とした平時の使用を前提とする整備についても補助対象とする。
 - ・情報端末への電源供給機器のみの申請は、原則として補助対象外とする。
- ただし、非常用電源装置を既に備えている又は本支援措置により備える予定であり、災害時における電源供給が可能な場合には補助の対象となる。

(3) 災害時・急病時の観光施設等における多言語対応機能の強化

災害時に訪日外国人旅行者の避難誘導を行う観光施設等及び訪日外国人旅行者の診療を受け入れる医療機関における多言語対応を推進することで、訪日外国人旅行者がわが国を安心して旅行できる環境を整備するため、これらの機能強化に資する整備を支援する。

1. 補助対象事業者

- ① 災害時の観光施設等における多言語対応機能強化のための整備
観光案内所・観光施設等を設置し、若しくは管理する者
観光地における店舗・事業所等を運営する者
- ② 医療機関における多言語対応機能強化のための整備
病院・診療所等を設置し、又は管理する者

2. 補助率

国：2分の1以内

3. 補助対象経費

① 多言語案内機能の整備

デジタルサイネージ



案内標識



・ 掲示物・配布物



<配布物例>

観光施設等：
避難所マップ等

医療機関：
請求書・同意書等

・ 多言語案内・翻訳
タブレット端末

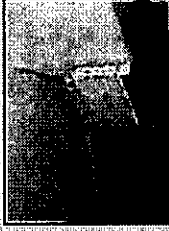


・ 案内放送

・ ホームページ

・ 案内表示（医療機関のみ）

② 無料公衆無線LAN環境の整備



「①多言語案内機能の整備」に掲げる設備を利用するために必要となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費。

③ スタップ研修

多言語対応研修；コミュニケーション能力向上、ｲﾝﾊﾞｰｼﾞｯﾄ対応講習、翻訳用ﾀﾌﾞﾚｯﾄ端末等の適切な使用方法、通訳サービス利用方法の講習 等
視察研修；多言語対応先進事例の視察
災害対応研修（医療機関は除く）；災害発生時の対応訓練、観光危機管理計画等策定のための研修 等

4. その他要件

- ① 災害時の観光施設等における多言語対応機能強化のための整備
災害等が発生した場合の、当該施設利用者の避難・誘導対応について、関係地方公共団体との調整がなされていること 等
- ② 医療機関における多言語対応機能強化のための整備
「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト（観光庁・厚生労働省）」に登録されている、または登録の見込みがあるもの

○補助対象事業者について

補助対象施設を設置し、若しくは管理する者又は観光地における店舗・事務所等を運営する者であれば、地方自治体、民間事業者等が補助対象事業者となります。

○補助対象施設等における旅行者の年間総入込者について

事業計画書の感染症対策機器整備（別紙1・別紙6-1）、避難所機能の強化及び多言語対応強化（別紙1）に記載。集計を行っている最新の年又は年度の実績よるものです。国内旅行者と訪日外国人旅行者の記載が必要ですが、区分して集計がなされていない場合には、合理的な方法で算出された入込者数を記載するものとします。ただし、施設の開業時期や訪日外国人受入開始時期が2020年以降の場合には、その実績又は事業計画等で定めた入込数とします。

○優先的に採択する事業について

以下の2つの地域における事業については優先的に採択します。

- ①「非常時における外国人旅行者の安全・安心の確保に向けた指針」に基づき観光危機管理計画を策定した地域
- ②「地域防災計画」等において訪日外国人旅行者の避難計画等を定めた地域

各地方自治体等で策定している「地域防災計画」等において、訪日外国人旅行者の避難計画等を定めている場合に、その地域が対象となります。

○躯体工事について

本事業での躯体について工事は、感染症対策ではトイレの増改築（新築は除く）が、避難所機能の強化では施設の整備（避難スペース、備蓄倉庫等、災害用トイレ）の新築・増改築が補助対象となります。

○関係地方公共団体との調整について

避難所機能の強化では「災害発生時に避難のため当該施設を利用すること」、多言語機能強化（観光施設等）では「災害発生時の当該施設利用者の避難・誘導対応」について、施設の所在する市区町村等と当該施設の間で調整がなされていることを言います。調整されているかは、事業計画書の別紙1、別紙8（避難所機能の強化・当該市区町村等作成）、別紙11（多言語対応機能強化（観光施設等）・当該市区町村等作成）によって確認します。

○外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリストについて

医療機関の方が多言語対応機能強化の補助を受ける場合、標記のリストに登録されているか、本年度中にリストに登録されることと要件となります。登録されるには、医療機関が、所在の都道府県に申請する必要がありますが、登録は年2回6月と12月のため、本年度内に登録されるには、令和4年12月の登録が期限となりますので、登録予定で申請される場合にはご注意ください。なお、登録方法や登録手続きの期限等の詳細は都道府県（衛生主管部局）にお問い合わせ下さい。

また、リストに登録されている医療機関については、観光庁・厚生労働省のHPにて確認が可能です。

応募期間等

応募期間等

応募期間：令和4年0月00日～0月末で募集予定

- ※ 期間中、毎月末を応募×切日とさせていただきます。
- ※ 原則、応募いただいた月の翌月末を目処に審査結果の可否をお伝えします。
- ※ 予算がなくなり次第、募集を終了させていただきます。

運用開始期限

会計年度末（令和5年3月）までに運用を開始してください。

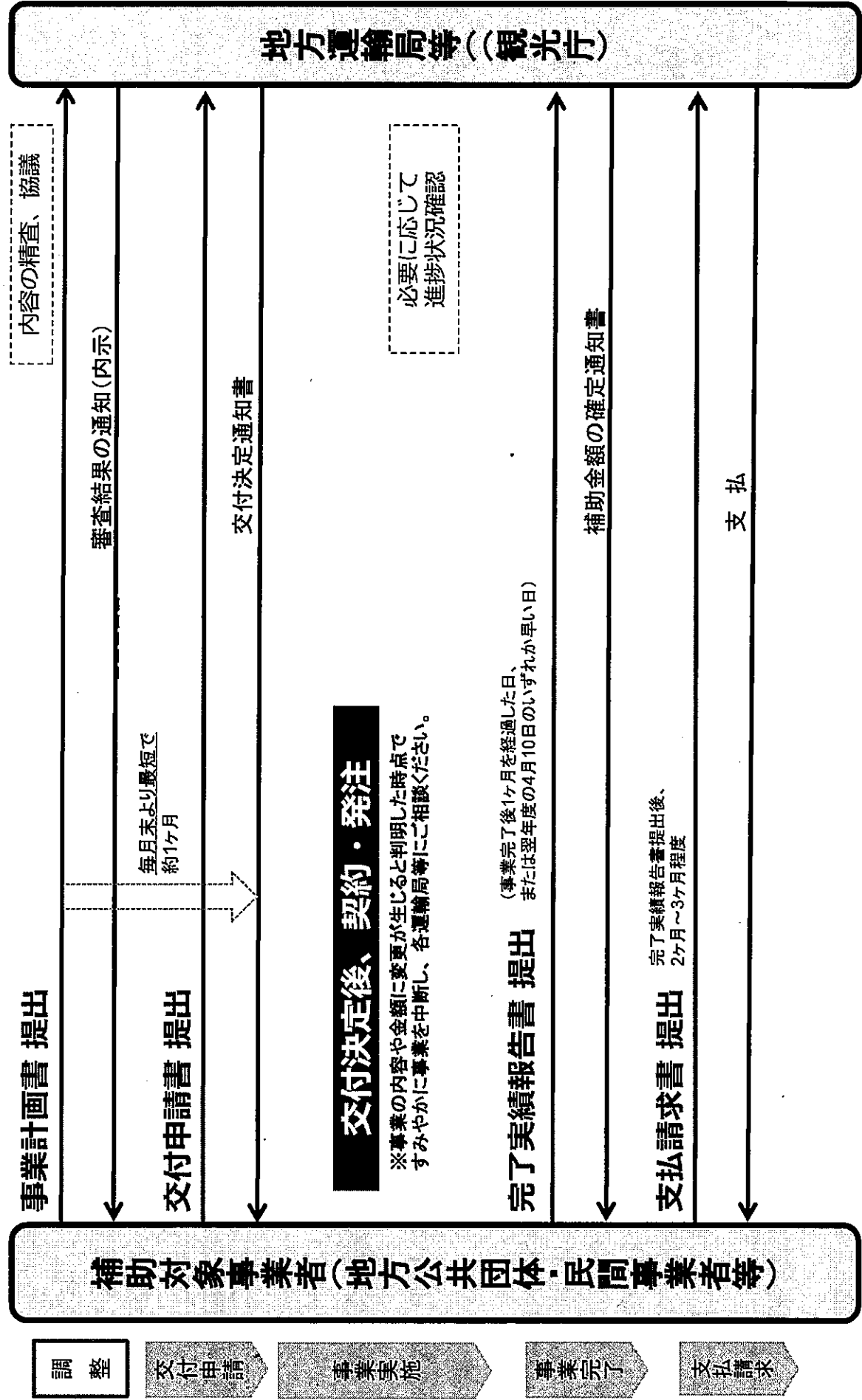
応募件数

応募は、一つの補助対象施設等につき、事業計画書提出は1件とします。
同一の設置主体が複数の補助対象施設等について応募を希望する場合は、補助対象施設等ごとに事業計画書を作成してください。
また、同一の設置主体が複数の整備事業について応募を希望する場合は、事業ごとに事業計画書を作成してください。

注意事項

- ・本補助事業期間内に、同一の事業計画で国（独立行政法人を含みます。）の他の補助金、助成金の交付を受けている、又は受けることが決まっている場合は、補助対象外となります。
- ・国からの補助とは別に都道府県等自治体からの補助金等を受けることは可能です（補助金等の財源が国費である場合を除きます）。
- ・本補助事業の交付対象となる経費は、以下のAからCの条件すべてを満たすものとします。
 - A. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
 - B. 補助金交付決定後に、契約・発注により発生した経費
 - C. 証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費
- ・地方公共団体が事業主体となる場合には、地方財政措置が適用されます。

事業スキーム（インバウンド安全・安心対策推進事業）



観光危機管理計画等作成の「手引き」

観光庁では、多くの自治体・観光関連事業者等で災害時の外国人旅行者対応のための事前準備や災害対応マニュアルの整備が進んでいない等の課題を受け、災害時に外国人旅行者の対応をする行政機関や事業者等向けに、具体的な対応行動の方針を示すことを目的とした「非常時における訪日外国人旅行者対応マニュアル作成のための指針」を2021年（令和3年）3月末に作成し公表しております。

また、同指針に基づき、内容をより具体化し、策定のポイントをまとめた実務者向けの「観光危機管理計画等作成の「手引き」」を作成し、2022年（令和4年）3月公表予定です。

本事業では、指針に基づき、外国人旅行者の安全確保を行う、「観光危機管理計画」を策定した地域、「地域防災計画」等で訪日外国人旅行者の避難計画を定めた地域における事業は優先的に採択致します。

「観光危機管理計画」の策定にあたり、「手引き」を是非ご活用ください。

観光事業者に対する災害時の訪日外国人旅行者への対応支援ツール掲載サイト

災害時の訪日外国人旅行者対応に役立つマニュアルや資料をまとめたサイトを令和4年3月末に観光庁HPに掲載する予定です。

<掲載内容（予定）>

- ・訪日外国人旅行者用災害時に役立つツール紹介
- ・外国人旅行者向け「伝わる表現」用語集（日・英・中（簡体・繁体）
- ・観光危機管理計画等作成の「手引き」等

「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」について

「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」

本事業の補助メニュー「災害時・急病時の観光施設の観光機能の強化」では、「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」に登録している、または登録の見込みがある病院、診療所、歯科診療所を補助対象としています。

同リストは厚生労働省と観光庁が連携して一元化し、年に2回（6月、12月）更新を行っています。

更新したリストについては、多言語化（英語・中国語（簡体字／繁体字）・韓国語）を行い、日本政府観光局（JNTO）ウェブサイトで公開しております。

<医療機関リスト（一部抜粋）>

都道府県	二次医療圏	医療機関	医療機関名(英語)	住所(英語)	住所(英語)	電話番号	受付時間	WEBサイト	対応言語	利用可能	その他利用可能なサービス	事業種別
北海道	105 後志	医療法人社団太田整形外科医院	Ota Ortho	〒047-0288 北海道小樽市北1条1丁目34-02	〒047-0288 北海道小樽市北1条1丁目34-02	011-822-2111	24時間	http://www.otaortho.com	英語、中国語	利用可能	クレジットカード決済、予約可能	整形外科
北海道	105 後志	ニセコインテグレーションクリニック	Niseko Integ	〒044-0081 北海道紋別市76-100	〒044-0081 北海道紋別市76-100	0136-21-4100	24時間	http://www.niseko-integ.com	英語、中国語	利用可能	クレジットカード決済、予約可能	内科
北海道	105 南支庁	独立行政法人労働者健康安全機構北海道中央労政務課	Japan Osho	〒098-0004 北海道岩手16-57	〒098-0004 北海道岩手16-57	0129-22-1100	24時間	http://hoih.jp	英語、中国語	利用可能	クレジットカード決済、予約可能	労務
北海道	109 西胆振	社会福祉法人北海道社会事業協会河原病院	Concoratio	〒049-5605 北海道江津128	〒049-5605 北海道江津128	0142-74-2100	24時間	http://toyohi.jp	英語、中国語	利用可能	クレジットカード決済、予約可能	内科

医療機関名、住所、電話番号、対応診療科と対応外国語、利用可能なクレジットカード、24時間365日対応可否等の情報が記載されています。

なお、リストへ掲載する医療機関は各都道府県が選出しているため、掲載をご希望の医療機関は、各都道府県の衛生主管（局）にお問い合わせ下さい。

【参考：観光庁HP】「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」について：https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics08_000193.html

訪日外国人の医療機関の受入支援ツール掲載サイト

医療機関において外国人患者を受け入れる際に役立つマニュアルや資料をまとめたサイトを令和4年3月末に観光庁HPに掲載する予定です。

<掲載内容（予定）>

- ・外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト
- ・外国人患者受入れのための医療機関マニュアル
- ・外国人向け多言語説明資料一覧
- ・訪日外国人旅行者の医療分野における受入体制整備実証事業報告書
- ・訪日外国人旅行者受付＋診療マニュアル 等

観光庁

令和4年度

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金

(インバウンド安全・安心対策推進事業)

災害時・急病時の観光施設等における多言語対応強化

【応募要領】

(医療機関用)

令和4年3月

(観光庁外客受入担当参事官室)

〔目次〕

1. 事業の目的
2. 事業のスキーム
3. 応募件数
4. 応募手続きの概要
5. 審査結果の通知
6. 交付決定
7. 精算手続き
8. 補助事業実施中・補助事業完了後の注意事項
9. 反社会的勢力との関係が判明した場合
10. その他

1. 事業の目的

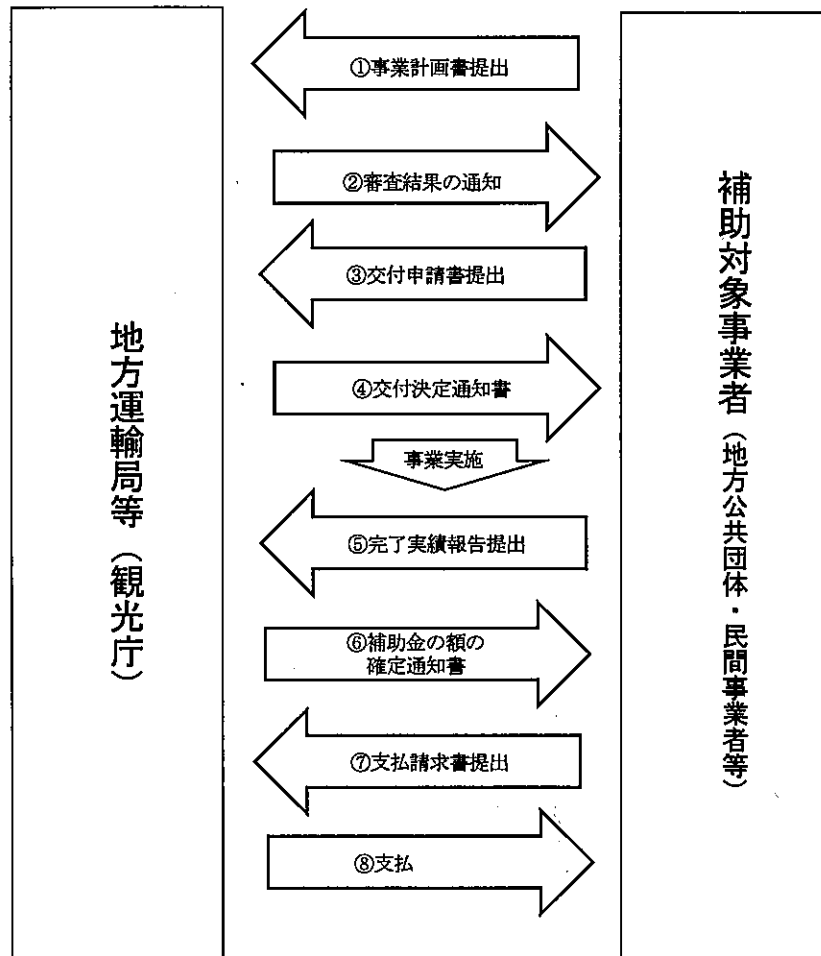
訪日外国人旅行者の滞在時の快適性及び観光地の魅力向上並びに観光地までの移動円滑化等を図るため、災害、急病等の非常時における訪日外国人旅行者の安全・安心対策の推進を図る事業を対象として補助金の交付を行うことにより、訪日外国人旅行者の受入環境整備を行うための緊急対策を促進することを目的とします。

本事業は、災害時に訪日外国人旅行者の避難誘導を行う観光施設等及び訪日外国人旅行者の診療を受け入れる医療機関における多言語対応を推進することで、訪日外国人旅行者がわが国を安心して旅行できる環境を整備するため、これらの機能強化に資する整備に要する経費の一部を補助するものです。

※ 補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとします。また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令の規定が適用されるほか、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱、同交付要領の定めによります。

※ 本補助対象事業について、補助対象事業者は、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱別表4を、立地要件、補助対象要件、補助対象経費等の詳細は、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要領 Ⅲ. インバウンド安全・安心対策推進事業 1. 共通事項、4. 災害時・急病時の観光施設等における多言語対応機能の強化③の各項目をご覧ください。

2. 事業のスキーム



※フロー図の④以降の各種手続き（④⑦⑩の提出、⑥⑨の通知）に関しては、電子申請システム「jGrants」で行います。手続きには、GビズIDプライムが必要となり、下記HPにある「gBizIDプライム作成」からアカウント発行申請ができます。なお、GビズIDプライムの発行には、申請から通常2～3週間要します（発行申請の状況によっては、3週間以上要する場合がございます）ので、本補助金のご活用をお考えの方は、事前にIDを取得いただきますようお願いいたします。

○「GビズIDプライム」の作成について

■アカウント発行申請サイト <https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>

なお、下記事業者は、電子申請システム「jGrants」での申請手続きの対象外となりますので、手続きの詳細につきましては、「4. 応募手続きの概要」記載の「(2) 提出先」までお問い合わせください。

- ・鉄道・自動車・海事・港湾に関する公共交通事業者等（航空・空港に関する公共交通事業者等を除く）

3. 応募件数

応募は、一つの補助対象施設等につき、事業計画書提出は1件とします。(同一の設置主体が複数の補助対象施設等について応募を希望する場合は、補助対象施設等ごとに事業計画書を作成してください。)

また、同一の設置主体が複数の整備事業について応募を希望する場合、事業ごとに事業計画書を作成してください。

4. 応募手続きの概要

(1) 応募期間

令和4年3月24日(木)～令和4年9月30日(金)17時 [必着]

※原則、応募いただいた月の翌月末をメドに審査結果の可否をお伝えします。

※予算が無くなり次第、応募を終了させていただきます。

(2) 提出先 (お問い合わせ先)

■提出先 (医療機関関係)

担当部署	お問い合わせ先
北海道運輸局 観光部観光企画課	〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎 電話 011-290-2700 FAX 011-290-2702
東北運輸局 観光部観光企画課	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 電話 022-791-7509 FAX 022-791-7538
関東運輸局 観光部観光企画課	〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 電話 045-211-1255 FAX 045-211-7270
北陸信越運輸局 観光部観光企画課	〒950-8537 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館 電話 025-285-9181 FAX 025-285-9172
中部運輸局 観光部観光企画課	〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館 電話 052-952-8045 FAX 052-952-8087
近畿運輸局 観光部観光企画課	〒540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 電話 06-6949-6466 FAX 06-6949-6135
中国運輸局 観光部観光地域振興課	〒730-8544 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 電話 082-228-8703 FAX 082-228-9412
四国運輸局 観光部観光企画課	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館 電話 087-802-6735 FAX 087-802-6732

九州運輸局 観光部観光企画課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 電話 092-472-2330 F A X 092-472-2334
沖縄総合事務局 運輸部企画室	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2 地方合同庁舎 2 号館 電話 098-866-1812 F A X 098-860-2369

(3) 提出書類等

① 事業計画書

- ・本募集で指定する事業計画書様式（別紙様式を含む。）を必ず使用してください。
- ・補助対象施設等の外観、内観、機器の設置を行う箇所等の写真をご用意ください。
- ・本補助対象事業が広告により収益が見込まれる場合、原則として収益が当該補助事業の維持管理費程度となります。当該補助事業での収益が見込まれる場合には、「デジタルサイネージ（整備概要）（別紙3）」、「ホームページ（整備概要）（別紙8）」の広告掲載欄へ記載してください。

※ 不要なシートについては削除のうえご提出願います。

② 補助対象経費の算出基礎となる見積書などの資料

- ・補助対象の概要が分かる資料（工事積算資料、商品パンフレット、カタログ等）をご用意ください
- ・複数の事業者からの見積書をご用意ください。ただし、地方公共団体が補助対象事業者の場合であって、公共建築工事積算基準等に基づいて地方公共団体が作成した設計書の場合は、複数の事業者からの見積りは不要です。
- ・複数の事業者からの見積書を用意することが難しい場合は、客観的に経費が妥当であると認められる資料をご用意ください（通販サイトの単なるHP等は不可）。

③ 地方公共団体等の補助（予定）額等を確認できる資料等

- ・経費の一部に地方公共団体等からの補助金を見込んでいる場合は、その交付決定書等をご用意ください。
- ・地方公共団体が事業主体の場合は、その予算書（案）をご用意ください。

④ その他計画を審査する上で参考となる書類

- ・補助対象施設等で案内に使用しているパンフレット等

(4) 提出方法（まずは（2）提出先（お問い合わせ先）までご相談ください。）

書類等の提出は、原則として電子データによるものとしますが、それが難しい場合には書面での提出も認めます。それぞれの提出方法については、下記のとおりとします。

【電子データによる提出方法】

- ・提出は、CD-R等の記録媒体又は電子メールにより行ってください。

- ・①については、エクセル形式で、②～④については、PDF形式でお願いいたします。
- ・また、①～④までのデータを1つにまとめたPDF形式のファイルも、併せて提出をお願いいたします。

【書面による提出方法】

- ・書類等は、配達されたことが証明（確認）できる方法（郵便の場合は、簡易書留、特定記録等）によってお送りください。
- ・提出の際は、封筒等の表面に「インバウンド安全・安心対策推進事業（多言語対応強化）」と朱書きしてください。
- ・提出された書類等は返却いたしません。
- ・書類等の作成、送付等に係る費用は応募者の負担となります。

(5) 注意事項

- ・本補助事業の交付対象となる経費は、以下のAからCの条件すべてを満たすものとします。
 - A. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
 - B. 補助金交付決定後に、契約・発注により発生した経費
 - C. 証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費
- ・申請は施設の財産管理者が行うようにしてください。
- ・「外国人患者を受け入れる医療機関の情報をまとめたリスト」について「登録申請予定」で申請される場合、令和4年度内に登録がなされている必要があります。年度内に登録がなされない場合、交付した補助金を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。
 - なお、登録にあたっては、年2回（6月、12月）の医療機関リスト更新の際に都道府県に申請をしていただく必要があるため、年度内に登録がなされるためには、令和4年12月期までに申請していただく必要があります。
 - 登録方法や申請期間等の詳細は都道府県（衛生主管部局）にお問い合わせ、確認をお願いします。
- ・本補助事業期間内に、同一の事業計画で国（独立行政法人を含みます。）の他の補助金、助成金の交付を受けている、又は受けることが決まっている場合は、補助対象外となります。後日その事実が明らかになった場合には、採択後であっても、補助金の交付を取り消す場合があります。
 - なお、国からの補助とは別に都道府県等自治体からの補助金等を受けることは可能です（自治体による補助金等の財源が国費である場合を除きます）。
- ・地方公共団体が事業主体となる場合には、地方財政措置が適用されます。

(一般的に、都道府県は起債充当率90%—償還金交付税措置20%、市町村、政令指定都市、特別区は起債充当率75%—償還金交付税措置0%。個々の事業に係る起債の範囲については、総務省等との協議によります。起債に当たっては、各地方公共団体の財政担当部署ともご相談ください。)
(参考)【総務省】地方債計画等

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/chihosai/keikaku.html

5. 審査結果の通知

審査の結果は、国土交通省より地方運輸局等を通じて通知いたします。

6. 交付決定

審査結果通知後、補助金交付申請書の提出等、補助金の交付に係る必要な手続きを行っていただきます。

補助金の交付予定額等については、補助金交付申請書の内容を精査の上、交付決定通知書により正式に決定、通知します。交付決定通知書により通知する補助金交付決定額は、応募時の補助金交付申請額より減額となる場合がありますので、ご注意ください。

- ・補助金交付申請書等、所定の様式は、補助交付申請者へ改めて通知いたします。
- ・「2. 事業のスキーム」にある通り、交付申請書は、電子申請システム「jGrants」で提出していただきます。手続きには、GビズIDプライムが必要となりますので、本補助金のご活用をお考えの方は、事前にIDを取得いただきますようお願いいたします。
- ・補助金交付申請書の作成に当たっては、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額※を原則、減額して記載するものとします。
- ・なお、補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり補助金支払額を約束するものではありません。また、使用経費が当初の予定を超えた場合にあっても、当初決定し通知した補助金交付決定額を増額することはできません。

※ 消費税等仕入控除税額とは

補助事業者が課税事業者(免税事業者及び簡易課税事業者以外)の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

7. 精算手続き

補助金の交付については、補助事業の完了後、1か月を経過した日または補助事業完了年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに完了実績報告書を提出していただき、実施した事業内容の検査と経費内容の確認により交付すべき補助金の額を確定した後、精算払いとなります。

期限までに適切な完了実績報告書が提出されない場合は、補助金が交付されません。なお、必要書類の不足や内容不明瞭などの不備があった場合は、適切な完了実績報告書が提出されたとみなされませんのでご注意ください。

交付を受けた会計年度末までに、本補助事業による環境整備を行ったうえで、運用を開始してください。

やむを得ない事情により、本事業を年度内に完了し、期限までに完了実績報告書を提出することが困難な場合は、令和5年1月10日までに地方運輸局等に事前に相談するものとし、令和5年3月10日までに、その理由を付して状況報告書を提出してください。

- ・補助金の支払いまでには、完了実績報告書の提出後2～3ヶ月程度かかります。
- ・なお、虚偽の申請が発覚した場合は、精算完了後であっても該当事業者の補助金の交付を取り消す場合があります。
- ・完了実績報告書提出時には、着工前の写真と着工後の写真、契約書や請求書等による実際に要した経費が分かる資料およびその内訳等の添付が必要となります。
- ・完了実績報告書の提出については、補助事業の完了後、1ヶ月を経過した日または補助事業完了年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までとしておりますが、速やかに事業を進めていただき、可能であれば3月10日までにご提出ください。
- ・補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。

なお、事情により交付すべき補助金の額を確定する前に補助金の概算払いが必要な場合は、別途ご相談ください。

8. 補助事業実施中・補助事業完了後の注意事項

(1) 補助対象事業の計画内容や経費の配分変更等

交付決定を受けた後、本事業の経費の内容若しくは配分を変更しようとする場合等には、事前に大臣の承認を受けなければなりません。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りではありません。（訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（平成28年2月29日（最終改正令和3年3月30日）第85条第1項第1

号参照) また、交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければなりません。

(2) 状況報告

補助事業期間中において、大臣の要求があった場合には、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければなりません。

(3) 補助事業に関する書類の管理等

補助事業に関する書類については、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱第94条第2項に基づき、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間、管理・保存しなければなりません。

(4) 取得財産の管理等

補助対象事業者は、補助事業において取得した財産について、下記の①から③に従い、適切な管理運用を図らなければなりません。

①管理台帳の整備

取得財産等に関する特別の帳簿を備え、その取得し、又は効用の増加した時期、所在場所及び価格並びに取得財産等に係る補助金等の取得財産等に関する状況が明らかになるよう整理しなければなりません。

上記の内容を満たす取得財産における管理台帳等を事前に備えている場合は、既存の台帳で管理するものとします。

②取得財産の管理

取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければなりません。

③財産処分の制限

取得財産等については、事業終了後も一定期間^{※1}において、その処分等につき大臣の承認を受けなければなりません。なお、承認後に処分^{※2}等を行い、収入があったときには、補助金の一部を返納してもらうことがあります。

※1 一定期間とは

取得財産に毎に「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日付大蔵省令15号)又は国土交通省告示(平成22年国土交通省告示第505号)で定める期間によります。

※2 処分とは

補助金の交付の目的以外に使用すること。他の者に貸し付けもしくは譲り渡す、他の物件と交換する、債務の担保に供する、廃棄する等。

(5) 立入検査

本事業の進捗状況確認のため、国土交通省・地方運輸局等が実地検査に入る場合があります。また、本事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

9. 反社会的勢力との関係が判明した場合

(1) 補助申請者は、反社会的勢力との関係がないことを誓約いただいたものとします。

反社会的勢力とは以下のいずれかに該当する者を言います。

- ①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業
- ⑤総会屋等 ⑥社会運動等標ぼうゴロ ⑦特殊知能暴力集団等
- ⑧①～⑦に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

(イ) ①～⑦に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。

(ロ) ①～⑦に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。

(ハ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって①～⑦に掲げる者を利用したと認められること。

(ニ) ①～⑦に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。

(ホ) その他①～⑦に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

(2) 応募者（代表者及びその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。））について、反社会的勢力であることが判明した場合、採択を行いません。また、採択後・交付決定後に判明した場合であっても、採択や交付決定を取り消します。

(3) また、応募者自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合は、(2)と同様の取扱とします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて国土交通省の信用を棄損し、又は国土交通省の業務を妨害する行為
- ⑤その他①～④に準ずる行為

10. その他

(1) 個人情報の管理

本補助対象事業への応募に係る提出書類等により取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

- ・本補助対象事業における補助対象事業者の審査・選考・事業管理のため(審査には、国(独立行政法人を含む。))及び申請書記載の金融機関等に対し、当該機関の実施する補助金、助成金の交付又は応募内容の異同の判断のため、情報提供する場合を含む。)
- ・採択後の事務連絡、資料送付、効果分析等のため。
- ・応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

(2) 政治資金規正法

政治資金規正法第22条の3第1項の規定により、国から一定の補助金等(ただし、試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等は寄附制限の例外として除かれています)の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該補助金等の交付の決定の通知を受けた日から一年間、政治活動に関する寄附をすることができないこととされています。

「訪日外国人旅行者緊急対策事業費補助金(地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業)」は、上記の寄附制限の例外(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの)には該当しないおそれがあります。

○政治資金規正法(昭和23年法律第194号)(抄)

(寄附の質的制限)

第二十二條の三 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法(平成六年法律第五号)第三条第一項の規定による政党交付金(同法第二十七條第一項の規定による特定交付金を含む。)を除く。第四項において同じ。)の交付の決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第四項において同じ。)を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日(当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日)までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2~6 (略)

様式

(医療機関用)

〇〇年〇月〇日

国土交通大臣 殿

押印は不要です。

事業者名、代表者氏名(役職含む)を記載してください。

住 所
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
氏名又は名称
〇〇市長 〇〇 〇〇

令和4年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金
(インバウンド安全・安心対策推進事業(災害時・急病時の観光施設等における多言語対応機能の強化))
事業計画書

令和4年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(インバウンド安全・安心対策推進事業(災害時・急病時の観光施設等における多言語対応機能の強化))について、別紙のとおり関係書類を添えて応募します。

事業者名	〇〇病院
補助対象施設名	〇〇病院

別紙1 補助対象施設等の概要

補助対象事業者名 ○○病院

プルダウンで該当するものを選択してください。

補助対象施設等の情報			
補助対象施設等の名称	○○病院	施設の種別	病院
所在地(住所)	○○県○○市○○町○○番地		
設置主体	○○病院	運営主体	○○病院
開設日	○年○月○日	職員数	○○人
診療科	○○科/○○科/○○科		
対応言語	英語		
「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」について※1	<input checked="" type="radio"/> 登録されている		
	<input type="radio"/> 登録申請予定	登録申請予定月	令和4年12月
立地要件 (優先採択の対象となる計画等の策定有無) ※該当の場合、計画をご提出ください	<input type="radio"/> 「非常時における外国人旅行者の安全・安心の確保に向けた指針」に基づき観光危機管理計画を策定した地域		
	<input type="radio"/> 「地域防災計画」等において訪日外国人旅行者の避難計画等を定めた地域		
他の補助制度等の活用の有無 (活用している・予定がある場合は具体的に記入下さい。)※2	国	無	
	都道府県	無	
	その他	無	

※1 「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」については下記URLをご参照ください。なお、リストへ登録する医療機関は各都道府県が選出しているため、登録手続き等については各都道府県の衛生主管部(局)にお問い合わせ下さい。

https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics08_000193.html

補助金受給後、年度内にリストへの登録がなされない場合には、補助金を返還していただくことになります。(登録は年2回ですので、登録手続きは令和4年12月期の登録までに完了してください。)

※2 他の補助金等と補助対象が重ならないよう、施設の位置づけを調整する等の対応が必要となる場合があります。

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等をご参考の上、他の補助制度等の利用状況を記入下さい。(詳細は応募要領の5～6ページ「4. 応募手続きの概要」の「(5)注意事項」をご覧ください。)

事業実施主体(補助対象事業者)			
事業実施主体(団体)名	○○病院		
法人番号 (個人事業主の方は記載不要です。)	00000000000000	プルダウンで該当するものを選択してください。	
区分	民間事業者		
住所	○○県○○市○○町○○番地		
担当者名	総務課 ○○ ○○		
連絡先(電話番号・FAX番号)	電話	(△△△)-△△△-△△△	FAX (△△△)-△△△-△△△
連絡先(メールアドレス)	△△@△△△.△△△.△△		

別紙2 事業計画

補助対象事業者名 ○○病院

補助対象施設等名 ○○病院

補助対象事業の種別 (補助対象経費の区分)	補助対象事業の 名称	補助対象事業の 目的・内容	補助対象設備等	補助対象事業の 着手予定日 着手及び完了予定日	費用総額		補助対象経費	補助金額	備考
					負担者	負担額			
1 デジタルサイネージ	デジタルサイネージ の設置	訪日外国人旅行者に 必要な情報を伝える ため。	デジタルサイネー ジ購入 (2台)	着手予定日 R4. 6. 1 完了予定日 R4. 6. 30	国	4,000,000	4,000,000	2,000,000	※見積書No. 1に該当
					申請者	2,000,000			
2 多言語案内・翻訳シ ステム機器	翻訳機器○○の設置	訪日外国人旅行者の 受付場面で使用する ため。	○○購入 (3台)	着手予定日 R4. 5. 1 完了予定日 R4. 5. 20	国	300,000	300,000	150,000	※見積書No. 2に該当
					申請者	150,000			
3 案内表示	病院内の案内表示の 設置	訪日外国人旅行者に 必要な情報を伝える ため。	案内表示設置 (2 箇所)	着手予定日 R4. 8. 1 完了予定日 R4. 8. 31	国	200,000	200,000	100,000	※見積書No. 3に該当
					申請者	100,000			
4 掲示物・配布物	同意書の多言語化	医療専門用語も含ま れる同意書の内容を 正確に訪日外国人旅 行者に伝えるため。	同意書の多言語化 (5種類)	着手予定日 R4. 7. 1 完了予定日 R4. 7. 31	国	200,000	200,000	100,000	※見積書No. 4に該当
					申請者	100,000			
5				着手予定日 完了予定日	国				
計						8,700,000	4,700,000	2,350,000	

(税抜き、単位：円)

別紙3 デジタルサイネージ(整備概要)

デジタルサイネージの整備概要				
位置図		<p>補助対象施設全体の位置関係がわかる図を記載してください。</p> <p style="text-align: center;">【必須】</p> <p>※位置関係がわかる既存のマップ等があれば、その添付をもって記載に代えることが可能です。</p> <p style="text-align: center;">コンテンツを作成する場合は「○」を入れてください。</p>		
コンテンツ作成		○		
表示する具体的内容		言語		
外来担当一覧		英語・韓国語・中国語(繁体字・簡体字)		
館内案内図(言語切り替え)		英語・韓国語・中国語(繁体字・簡体字)		
待ち時間、受付番号の表示		英語・韓国語・中国語(繁体字・簡体字)		
新型コロナウイルス感染症拡大防止のために取り組んでいただきたい事項		英語・韓国語・中国語(繁体字・簡体字)		
広告掲載	内容		該当	
	デジタルサイネージへの 広告掲載の有無(予定含む)		有	
広告掲載 要記有載 の場合は	掲載内容について	<p style="text-align: center;">プルダウンで、広告掲載(予定を含む)の「有無」を選択してください。</p> 地域の薬局や小売店に関する広告		
	広告収入の活用先	本デジタルサイネージの維持管理費として捻出	<p>プルダウンで、該当するものに「○」、該当しないものに「×」を入れてください。3つ全て○であることが要件となります。</p>	
	掲載の範囲等について (必ずチェックください。 「×」がある場合は補助対象外となります。)	広告収入を伴わない観光情報を主として発信しているか		○
		広告収入は維持管理費を上らない程度であるか		○
	広告内容は公序良俗に反しないものとし、多言語に対応しているか		○	
設置場所の分かる写真等 ※設置する箇所全ての写真を貼付してください。 ※欄が不足する場合は適宜追加してください。				
設置箇所		エレベーター横(6箇所)		
【整備する地点の写真】		【整備する地点の写真】		

別紙4 多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器(整備概要)

下記導入媒体を複数申請する場合は、それぞれ作成してください。

導入媒体		多言語案内用タブレット端末			
		多言語案内用タブレット端末	○		
		多言語翻訳システム機器	○		
多言語案内・翻訳用タブレット端末		機器名	台数	多言語翻訳システム (導入予定)	対応言語
【現状】	対応言語が英語のみであるため、英語以外の言語に対応できない。	既存の機器がございましたら、台数を記入してください。			
		-	- 台	-	英語のみ
【事業実施後】	タブレット端末を導入し、VoiceTraをインストールすることで、英語以外の言語にも対応可能となる。	新規に導入する台数を記入してください。			
		タブレット端末	2 台	VoiceTra	31言語間の翻訳、うち22言語は音声入力、16言語は音声出力が可能
多言語案内・翻訳システム機器		機器名	台数	多言語翻訳システム (翻訳エンジン)	対応言語
【現状】	対応言語が英語のみであるため、英語以外の言語に対応できない。	既存の機器がございましたら、台数を記入してください。			
		-	- 台	-	英語のみ
【事業実施後】	ウェアラブル端末●●●を導入し、案内所スタッフの市内巡回時においても英語以外の言語にも対応可能となる。	新規に導入する台数を記入してください。			
		ウェアラブル端末●●●	1 台	VoiceTra	31言語間の翻訳、うち22言語は音声入力、16言語は音声出力が可能

複数の案内標識を設置する場合は、それぞれ作成してください。

案内標識の概要	
位置図	<p>補助対象施設全体の位置関係がわかる図を記載してください。</p> <p>【必須】</p> <p>※位置関係がわかる既存のマップ等があれば、その添付をもって記載に代えることが可能です。</p>

整備の内容				
番号	案内標識に記載する内容	表記する言語	設置箇所	設置数
①	病院を案内する標識	英語・韓国語・中国語(繁体字・簡体字)	駐車場内	1

設置場所の分かる写真等

※設置する箇所全ての写真を貼付してください。
 ※欄が不足する場合は適宜追加してください。

<p>【設置する箇所の写真①】</p>	<p>【設置する箇所の写真】</p>
<p>【設置する箇所の写真】</p>	<p>【設置する箇所の写真】</p>

複数の案内標識を設置する場合は、それぞれ作成してください。

案内表示の概要

位置図

補助対象施設全体の位置関係がわかる図を記載してください。

【必須】

※位置関係がわかる既存のマップ等があれば、その添付をもって記載に代えることが可能です。

整備の内容				
番号	案内表示に記載する内容	表記する言語	設置箇所	設置数
①	診療科、担当医の名前	英語・韓国語・中国語(繁体字・簡体字)	診療室ドア横	2

設置場所の分かる写真等
 ※設置する箇所全ての写真を貼付してください。
 ※欄が不足する場合は適宜追加してください。

<p>【表示する箇所の写真①】</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 95%; margin-top: 5px;"></div>	<p>【表示する箇所の写真】</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 95%; margin-top: 5px;"></div>
<p>【表示する箇所の写真】</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 95%; margin-top: 5px;"></div>	<p>【表示する箇所の写真】</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 95%; margin-top: 5px;"></div>

別紙7 掲示物・配布物(整備概要)

複数の掲示物・配布物を作成する場合は、それぞれ作成してください。

掲示物・配布物の概要				
番号	種別	掲示物・配布物に記載する内容	表記する言語	掲示箇所(掲示物のみ記載)
①	掲示物	診療科、担当医の名前	英語・韓国語・中国語 (繁体字・簡体字)	診療室ドア横
②	配布物	入院案内所・承諾書	英語・韓国語・中国語 (繁体字・簡体字)	-
②	配布物	医療費請求書・医療費領収書	英語・韓国語・中国語 (繁体字・簡体字)	-

設置場所の分かる写真等

※設置する箇所全ての写真を貼付してください。

※欄が不足する場合は適宜追加してください。

<p>【掲示する箇所の写真①】</p>	<p>【掲示する箇所の写真】</p>
<p>【掲示する箇所の写真】</p>	<p>【掲示する箇所の写真】</p>

別紙8 ホームページ(整備概要)

コンテンツを作成する場合、既存のホームページの場合は「○」を入れてください。

ホームページ(整備概要)			
新規作成	○		
既存のホームページの改修	○		
その他の要件 (必ずチェックください。該当しない場合は補助対象外となります。)	○ 新規又は改修するホームページは、スマートフォン対応している		
掲載する具体的内容			
言語			
当病院の概要(診療科、対応言語、診療時間、所在地、予約方法、連絡先等)	英語・韓国語・中国語(繁体字・簡体字)		
プルダウンで、広告掲載(予定を含む)の「有無」を選択してください。			
広告掲載	内容		
	情報発信媒体への広告掲載の有無(予定含む)		
	該当 有		
広告掲載有の場合は	掲載内容について	地域の薬局や小売店に関する広告	
	広告収入の活用先	本ホームページの維持管理費として捻出	
	掲載の範囲等について (必ずチェックください。「×」がある場合は補助対象外となります。)	広告収入を伴わない観光情報を主として発信しているか	○
		広告収入は維持管理費を上らない程度であるか	○
広告内容は公序良俗に反しないものとし、多言語に対応しているか		○	

プルダウンで、該当するものに「○」、該当しないものに「×」を入れてください。

別紙9 案内放送(整備概要)

案内放送の整備概要	
案内する具体的内容	言語
診察・検査等に呼び出す時に流す案内放送	英語・韓国語・中国語(繁体字・簡体字)
災害時等、非常時の避難誘導を行う案内放送	英語・韓国語・中国語(繁体字・簡体字)

別紙10 無料公衆無線LAN環境の整備(整備概要)

無料公衆無線LAN環境の整備の概要			
整備内容			
機器等区分	機器名	台数	備考
本体	無線LANコントローラ〇〇	1台	
端末	アクセスポイント〇〇	4台	
ソフトウェア	〇〇〇〇	1個	セキュリティ対策
その他の要件 (必ずチェックください。該当しない場合は補助対象外となります。)		無料公衆無線LAN環境の整備を図る際には、下記の共通シンボルマークの掲出、総務省が求める認証方式に準じた認証方式を行う	
項目	該当	内容	
共通シンボルマーク	<input type="radio"/>	「Japan.Free Wi-Fi」の掲出	
認証方式	<input type="radio"/>	ア)SMS(ショートメッセージ)・電話番号を利用した認証方	
		イ)SNSアカウントを利用した認証方式 及び ウ)利用していることの確認を含めたメール認証方式 の 併用方式	
		上記以外(備考欄に詳細を記入)	
		備考	

別紙11 スタッフ研修(整備概要)

スタッフ研修の概要		
項目	内容	
研修名	多言語対応研修	
研修の種類	○ 多言語対応研修	
	視察研修	
	その他(研修)	
目的	語学以外の多言語対応能力の習得により、職員の訪日外国人旅行者の受け入れ能力の向上を図るもの。	
参加人数	受付スタッフ 3人	
研修計画 ※指標を達成するための計画を記入のこと	【日程】	7月1日～3日 各日程4hの研修
	【講師】	○○ ○○
	【研修内容】	訪日外国人旅行者を受け入れ能力の向上。 ・外国人の常識や習慣についての学習。 ・自動翻訳機器や指差し会話シート等の活用といったコミュニケーションに係る知識の習得。
	【期待】	■現状の課題、研修後に期待される効果、研修後の達成目標とする指標※等を記載ください。 ※完了実績報告時に設定した指標に対する達成率及び参加者による研修レポート(研修をどのように今後の業務に活かすか)等を完了実績報告書とあわせ提出する必要があります。ただし、指標設定が困難な場合は、参加者による研修レポートのみの提出でも可とします。
研修行程ごとに内容を記載の上、各行程の目的をあわせて記載ください。		
研修にかかる費用の詳細等 (見積書等添付でも可)	■研修行程と照らし合わせて、必要な経費と明確に判断できるものを補助対象経費とします。	

様式

(医療機関用)

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所

氏名又は名称

令和4年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金
(インバウンド安全・安心対策推進事業(災害時・急病時の観光施設等における多言語対応機能の強化))
事業計画書

令和4年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(インバウンド安全・安心対策推進事業(災害時・急病時の観光施設等における多言語対応機能の強化))について、別紙のとおり関係書類を添えて応募します。

事業者名	
補助対象施設名	

別紙1 補助対象施設等の概要

補助対象事業者名

補助対象施設等の情報			
補助対象施設等の名称		施設の種別	
所在地(住所)			
設置主体		運営主体	
開設日		職員数	
診療科			
対応言語			
「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」について※1	登録されている		
	登録申請予定	登録申請予定	月
立地要件 (優先採択の対象となる計画等の策定有無) ※該当の場合、計画をご提出ください	「非常時における外国人旅行者の安全・安心の確保に向けた指針」に基づき観光危機管理計画を策定した地域		
	「地域防災計画」等において訪日外国人旅行者の避難計画等を定めた地域		
他の補助制度等の活用の有無 (活用している・予定がある場合は具体的に記入下さい。)※2	国		
	都道府県		
	その他		

※1 「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」については下記URLをご参照ください。なお、リストへ登録する医療機関は各都道府県が選出しているため、登録手続き等については各都道府県の衛生主管部(局)にお問い合わせ下さい。
https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics08_000193.html

補助金受給後、年度内にリストへの登録がなされない場合には、補助金を返還していただくことになります。
 (登録は年2回です。登録手続きは令和4年12月期の登録までに完了してください。)

※2 他の補助金等と補助対象が重ならないよう、施設の位置づけを調整する等の対応が必要となる場合があります。
 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等をご参考の上、他の補助制度等の利用状況を記入下さい。
 (詳細は応募要領の5～6ページ「4. 応募手続きの概要」の「(5)注意事項」をご覧ください。)

事業実施主体(補助対象事業者)			
事業実施主体(団体)名			
法人番号 (個人事業主の方は記載不要です。)			
区分			
住所			
担当者名			
連絡先(電話番号・FAX番号)	電話		FAX
連絡先(メールアドレス)			

別紙2 事業計画

補助対象事業者名 ○○病院

(税抜き、単位：円)

	補助対象事業の種別 (補助対象経費の区分)	補助対象事業の 名称	補助対象事業の 目的・内容	補助対象設備等	補助対象事業の 着手予定日 着手及び完了予定日	費用総額		補助対象経費	補助金額	備考
						負担者	負担額			
1					着手予定日 完了予定日	国 申請者	0		0	
2					着手予定日 完了予定日	国 申請者	0		0	
3					着手予定日 完了予定日	国 申請者	0		0	
4					着手予定日 完了予定日	国 申請者	0		0	
5					着手予定日 完了予定日	国 申請者	0		0	
計							0	0	0	

デジタルサイネージの整備概要				
位置図				
<p>補助対象施設全体の位置関係がわかる図を記載してください。</p> <p>【必須】</p> <p>※位置関係がわかる既存のマップ等があれば、その添付をもって記載に代えることが可能です。</p>				
コンテンツ作成				
表示する具体的内容		言語		
広告掲載		内容	該当	
		デジタルサイネージへの 広告掲載の有無(予定含む)		
広告掲載 要記載 の場合 は	掲載内容について			
	広告収入の活用先			
	掲載の範囲等について (必ずチェックください。 「×」がある場合は補助 対象外となります。)	広告収入を伴わない観光情報を主として発信しているか		
		広告収入は維持管理費を上らない程度であるか		
		広告内容は公序良俗に反しないものとし、 多言語に対応しているか		
設置場所の分かる写真等 ※設置する箇所全ての写真を貼付してください。 ※欄が不足する場合は適宜追加してください。				
設置箇所				
【整備する地点の写真】		【整備する地点の写真】		

別紙4 多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器(整備概要)

導入媒体		多言語案内用タブレット端末			
		多言語翻訳システム機器			
多言語案内・翻訳用タブレット端末		機器名	台数	多言語翻訳システム (導入予定)	対応言語
【現状】			台		
【事業実施後】			台		
多言語案内・翻訳システム機器		機器名	台数	多言語翻訳システム (翻訳エンジン)	対応言語
【現状】			台		
【事業実施後】			台		

案内標識の概要				
<p>位置図</p> <p>補助対象施設全体の位置関係がわかる図を記載してください。</p> <p>【必須】</p> <p>※位置関係がわかる既存のマップ等があれば、その添付をもって記載に代えることが可能です。</p>				
整備の内容				
番号	案内標識に記載する内容	表記する言語	設置箇所	設置数

設置場所の分かる写真等

- ※設置する箇所全ての写真を貼付してください。
- ※欄が不足する場合は適宜追加してください。

<p>【設置する箇所の写真】</p>	<p>【設置する箇所の写真】</p>
<p>【設置する箇所の写真】</p>	<p>【設置する箇所の写真】</p>

別紙6 案内表示(整備概要)

案内表示の概要				
<p>位置図</p> <p>補助対象施設全体の位置関係がわかる図を記載してください。</p> <p>【必須】</p> <p>※位置関係がわかる既存のマップ等があれば、その添付をもって記載に代えることが可能です。</p>				
整備の内容				
番号	案内表示に記載する内容	表記する言語	設置箇所	設置数

設置場所の分かる写真等

※設置する箇所全ての写真を貼付してください。

※欄が不足する場合は適宜追加してください。

<p>【表示する箇所の写真】</p>	<p>【表示する箇所の写真】</p>
<p>【表示する箇所の写真】</p>	<p>【表示する箇所の写真】</p>

別紙7 掲示物・配布物(整備概要)

掲示物・配布物の概要				
番号	種別	掲示物・配布物に記載する内容	表記する言語	掲示箇所(掲示物のみ記載)

設置場所の分かる写真等

- ※設置する箇所全ての写真を貼付してください。
- ※欄が不足する場合は適宜追加してください。

<p>【掲示する箇所の写真】</p>	<p>【掲示する箇所の写真】</p>
<p>【掲示する箇所の写真】</p>	<p>【掲示する箇所の写真】</p>

別紙8 ホームページ(整備概要)

ホームページ(整備概要)			
新規作成			
既存のホームページの改修			
その他の要件 (必ずチェックください。該当しない場合は補助対象外となります。)		新規又は改修するホームページは、スマートフォン対応している	
掲載する具体的内容		言語	
広告掲載	内容	該当	
	情報発信媒体への広告掲載の有無(予定含む)		
広告掲載有の場合は 要記載	掲載内容について		
	広告収入の活用先		
	掲載の範囲等について (必ずチェックください。「×」がある場合は補助対象外となります。)	広告収入を伴わない観光情報を主として発信しているか	
		広告収入は維持管理費を上らない程度であるか	
	広告内容は公序良俗に反しないものとし、多言語に対応しているか		

別紙9 案内放送(整備概要)

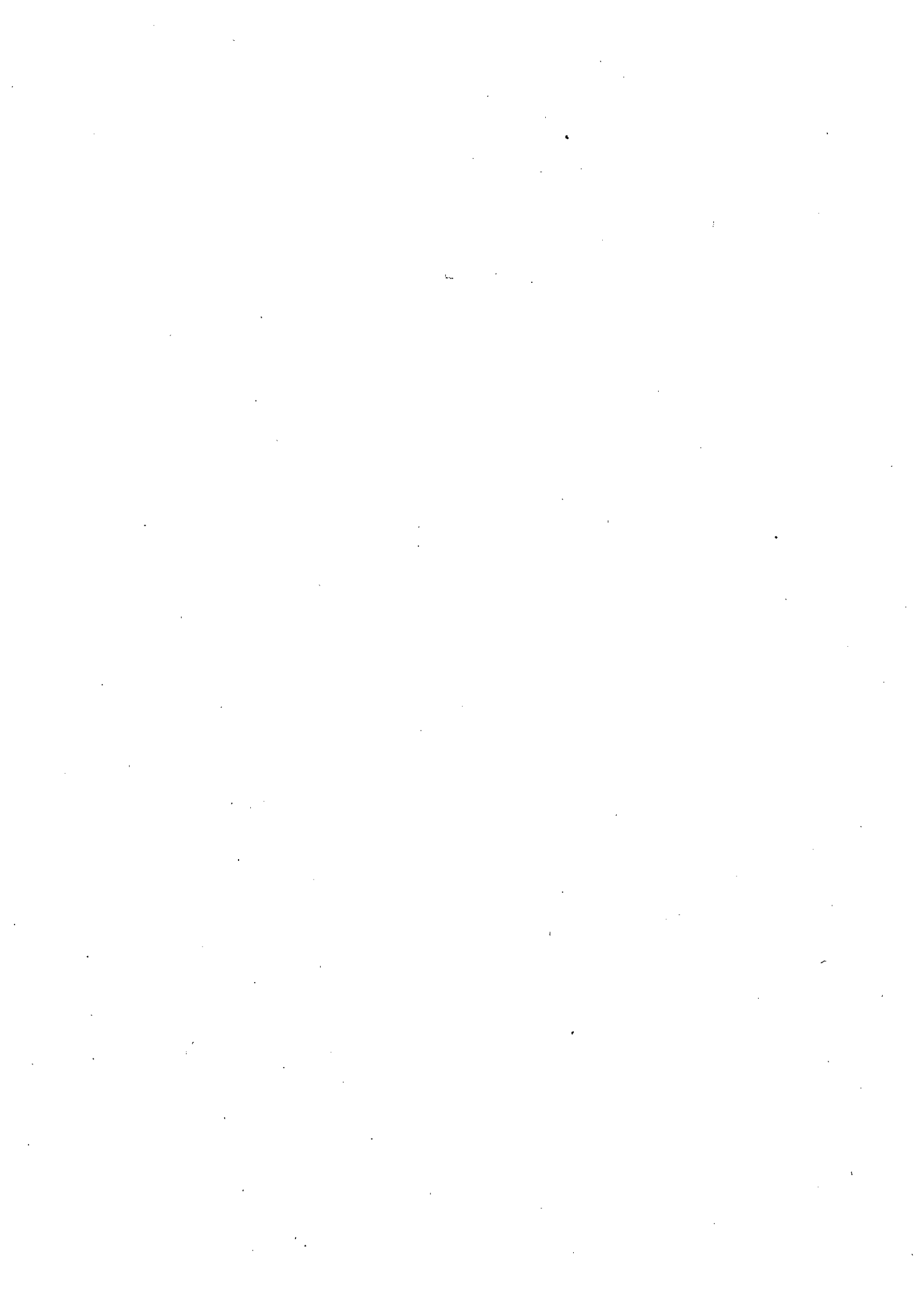
案内放送の整備概要	
案内する具体的内容	言語

別紙10 無料公衆無線LAN環境の整備(整備概要)

無料公衆無線LAN環境の整備の概要			
整備内容			
機器等区分	機器名	台数	備考
本体			
端末			
ソフトウェア			
その他の要件 (必ずチェックください。該当しない場合は補助対象外となります。)		無料公衆無線LAN環境の整備を図る際には、下記の共通シンボルマークの掲出、総務省が求める認証方式に準じた認証方式を行う	
項目		該当	内容
共通シンボルマーク			「Japan.Free Wi-Fi」の掲出
認証方式			ア)SMS(ショートメッセージ)・電話番号を利用した認証方式
			イ)SNSアカウントを利用した認証方式 及び ウ)利用していることの確認を含めたメール認証方式 の併用方式
			上記以外(備考欄に詳細を記入)
		備考	

別紙11 スタッフ研修(整備概要)

スタッフ研修の概要	
項目	内容
研修名	
研修の種類	多言語対応研修
	視察研修
	その他(研修)
目的	
参加人数	
研修計画 ※指標を達成するための計画を記入のこと	【日程】
	【講師】
	【研修内容】
	【期待される効果】
研修にかかる費用の詳細等 (見積書等添付でも可)	



訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱

平成28年2月29日	観観産第690号
平成28年4月11日	国総支第2号 国鉄都第6号-1 国鉄事第9号 国自旅第5号 国海内第2号 観観産第1号 観参第6号
平成28年6月10日	国総支第23号 国総物第16号 国鉄総第50号 国鉄都第36号 国鉄事第70号 国自旅第49号 国海内第27号 国港産第26号 国空ネ企第34号 国空事第1087号 観参第49号
平成28年11月28日	国総支第43号 国総物第64号 国鉄総第184号 国鉄都第73号 国鉄事第198号 国自旅第208号 国海内第106号 国港総第302号 国空ネ企第126号 国空事第4463号 観参第186号
平成29年3月15日	国総支第61号 国総物第101号 国鉄総第296号 国鉄都第132号 国鉄事第319号 国自旅第378号 国海内第173号 国港総第491号 国空ネ企第169号 国空事第7252号 国空環第78号 観参第266号
平成30年3月28日	国総支第63号

国総物第144号
国鉄総第326号
国鉄都第178号
国鉄事第257号
国自旅第295号
国海内第188号
国港総第598号
国空事第1073号
国空業第166号
観産第830号
観参第295号

平成30年10月4日

国鉄総第201号
国自旅第159号
国海内第66号
国港総第344号
国空事第827号
国官参空第23号
観参第270号

平成31年2月19日

国総支第43号
国鉄総第344号
国自旅第23号
国海内第207号
国空事第1482号
国官参空第63号
観産第641号
観参第603号

平成31年4月26日

国総支第15号
国総物第14号
国鉄総第46号
国鉄都第40号
国鉄事第44号
国自旅第32号
国海内第23号
国港総第62号
国空事第140号
国官参空第12号
観産第22号
観参第106号

令和元年6月25日

観参第286号

令和2年2月13日

観産第746号

観参第1012号

令和2年3月30日

国総地第71号

国総物第694号

国鉄総第474号

国鉄都第230号

国鉄事第435号

国自旅第317号

	国海内第122号
	国港総第691号
	国官参空第102号
	観観産第928号
	観参第1210号
令和2年4月7日	国総地第3号
	国鉄総第2号
	国鉄都第16号
	国鉄事第4号
	国自旅第1号
	国海内第2号
	国海外第1号
	国港総第5号
	国官参空第1号
	観観産第2号
	観参第4号
令和2年7月3日	国総地第38号
	国総毛第19号
	国鉄都第54号
	国鉄事第104号
	国自旅第84号
	国海内第30号
	国海外第71号
	国官参空第46号
	観観産第231号
	観参第354号
令和2年11月5日	国総地第78号
	国総毛第74号
	国鉄総第272号
	国鉄都第121号
	国鉄事第313号
	国自旅第265号
	国海内第174号
	国海外第180号
	国港総第403号
	国空総第668号
	観観産第1324号
	観参第781号
令和3年3月2日	国総地第100号
	国鉄総第398号
	国鉄都第187号
	国鉄事第670号
	国自旅第427号
	国海内第210号
	国海外第284号
	国港総第623号
	国空総第1054号

	観観産第1865号
	観参第1127号
令和3年3月30日	国総地第116号
	国鉄総第472号
	国鉄都第273号
	国鉄事第835号
	国自旅第492号
	国海内第229号
	国海外第315号
	国港総第769号
	国空総第1170号
	観観産第2045号
	観参第1270号
令和4年2月8日	国総地第58号
	国総モ第76号
	国総物第82号
	国鉄総第358号
	国鉄都第141号
	国鉄事第612号
	国鉄施第316号
	国自旅第448号
	国海内第253号
	国海外第367号
	国港総第587号
	国空総第1064号
	観観産第319号
	観参第623号
令和4年3月22日	国総地第80号
	国鉄総第432号
	国鉄都第200号
	国鉄事第693号
	国自旅第520号
	国海内第302号
	国海外第410号
	国港総第678号
	国空総第1258号
	観観産第443号
	観参第752号

※本資料は、インバウンド安全・安心対策推進事業の抜粋版となります。

目次

第1編 共通事項（第1条—第3条）

第4編 インバウンド安全・安心対策推進事業
（第79条—第96条）

第1編 共通事項

第1条 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、訪日外国人旅行者数6,000万人の実現に向けて、滞在時の快適性及び観光地の魅力向上並びに観光地までの移動円滑化等を図るため、以下に掲げる事業を対象として補助金の交付を行うことにより、訪日外国人旅行者の受入環境整備を行うための緊急対策を促進することを目的とする。

- 一 訪日外国人旅行者が安心して快適に滞在できる環境を整備するため、宿泊施設におけるインバウンド対応及びバリアフリー化を実施するために要する経費の一部を助成する事業（以下「宿泊施設インバウンド対応支援事業」という。）
- 二 訪日外国人旅行者の入国から目的地までの移動を円滑に実施するために、空港、港、鉄道駅、バスターミナル等の拠点、車両・移動経路・情報提供・交通サービスに係るインバウンド対応を実施する事業（以下「交通サービスインバウンド対応支援事業」という。）
- 三 訪日外国人旅行者が、訪日外国人旅行者の受入に関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域において、災害、急病等の非常時における訪日外国人旅行者の安全・安心対策の推進を図る事業（以下「インバウンド安全・安心対策推進事業」という。）

（定義）

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業」とは、宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。以下同じ。）が、当該宿泊事業者の訪日外国人旅行者の受入能力及び生産性を向上することにより、当該宿泊事業者の宿泊施設の客室稼働率及び訪日外国人旅行者の宿泊者数の向上を図る事業をいう。
- 二 「宿泊施設バリアフリー化促進事業」とは、宿泊事業者が、当該宿泊事業者の宿泊施設のバリアフリー化を促進することにより、当該宿泊施設における高齢者、障害者等を含めた訪日外国人旅行者の安全・安心の確保を図る事業をいう。
- 三 「交通サービス利便向上促進事業」とは、訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性の向上の促進を図るためにより制約の少ないシステムの導入等を行う事業及び訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進を図るために必要な段差の解消等を行う事業をいう。
- 四 「インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業」とは、訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性の向上の促進を図るため、鉄軌道車両設備の整備等を行う事業をいう。
- 五 「交通サービス調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。
 - イ 訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスに関する調査に係る事業
 - ロ 訪日外国人旅行者等の交通サービスの利用促進に係る事業及び当該事業の効果等の評価に係る事業
- 六 「公共交通事業者」とは、次に掲げる者をいう。
 - イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を

行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。)

ロ 軌道法(大正10年法律第76号)による軌道経営者(旅客の運送を行うものに限る。)

ハ 道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者(道路運送法施行規則第49条第1号に定める市町村運営有償運送(「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」(平成18年9月15日付け国自旅第141号)1①に定める「交通空白輸送」に限る。)若しくは同条第2号に定める交通空白地有償運送であって乗合旅客の運送に係るものに限る。)並びにこれらの者に車両を貸与する者

ニ 海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。以下「国内一般旅客定期航路事業」という。)、同法第20条第2項に規定する人の運送をする不定期航路事業(乗合旅客の運送をするもの限り、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。)及び同法第21条第1項に規定する旅客不定期航路事業を営む者

ホ 航空法(昭和27年法律第231号)による本邦航空運送事業者

七 市区町村とは、市町村及び特別区をいう。

第4編 インバウンド安全・安心対策推進事業

(補助対象事業等)

第79条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この編において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本編における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表4に定めるものとする。

(補助金の額)

第80条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表4に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(補助金交付申請)

第81条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第4-1による補助金交付申請書に当該補助対象事業者が事前に策定した事業計画等を添付し、大臣に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第82条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第4-2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第83条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第4-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。

二 別表4に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の10%以内の流用増減の場合を除く。

2 前項第一号ただし書による軽微な変更を行ったときは、様式第4-4による変更届を大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定は、第1項第2号ただし書の場合に準用する。

(交付決定の変更及び通知)

第84条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第4-5による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

(申請の取下げ)

第85条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第86条 補助対象事業者は、大臣の要求があつた場合には、速やかに様式第4-6による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。

3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、速やかに状況

報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第87条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第4-7による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第4-8による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第88条 大臣は、前条本文の規定による完了実績報告書の提出を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第4-9により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(補助金の支払い)

第89条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払することができる。

2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第4-10による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第90条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取り消し)

第91条 大臣は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第82条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
- 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
- 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。

4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の整理)

第92条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第93条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、その取得し、又は効用の増加した時期、所在場所及び価格並びに取得財産等に係る補助金等の取得財産等に関する状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第94条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

第95条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第96条 補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第4-11による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。
- 3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

別表4（第79条第2項関連）

インバウンド安全・安心対策推進事業（補助対象事業者等）

	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
観光施設等における感染症対策機器等の整備	観光案内所・観光施設等を設置し、若しくは管理する者、又は観光地における店舗・事業所等を運営する者	・感染症対策機器等の整備に要する経費	1/2
災害時の観光施設等における避難所機能の強化	観光案内所・観光施設等を設置し、若しくは管理する者、又は観光地における店舗・事業所等を運営する者	・避難所機能の強化のための整備に要する経費	1/2
災害時・急病時の観光施設等における多言語対応強化	観光案内所・観光施設等を設置し、若しくは管理する者、又は観光地における店舗・事業所等を運営する者	・多言語対応機能強化のための整備に要する経費	1/2
	病院・診療所等を設置し、又は管理する者	・多言語対応機能強化のための整備に要する経費	1/2

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第4-12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
3. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要領

平成28年4月11日 国総支第3号
国鉄都第6号-2
国鉄事第10号
国自旅第6号
国海内第3号
観産第2号
観参第7号

平成28年6月10日 国総支第24号
国総物第17号
国鉄総第49号
国鉄都第37号
国鉄事第71号
国自旅第48号
国海内第28号
国港産第27号
国空ネ企第33号
国空事第1088号
観参第50号

平成28年11月28日 国総支第44号
国総物第65号
国鉄総第185号
国鉄都第74号
国鉄事第199号
国自旅第209号
国海内第108号
国港総第303号
国空ネ企第123号
国空事第4464号
観参第187号

平成29年3月15日 国総支第62号
国総物第102号
国鉄総第297号
国鉄都第133号
国鉄事第320号
国自旅第377号
国海内第172号
国港総第492号
国空ネ企第170号
国空事第7253号
国空環第79号
観参第267号

平成30年3月28日 国総支第64号
国総物第145号
国鉄総第327号

	国鉄都第179号
	国鉄事第258号
	国自旅第296号
	国海内第189号
	国港総第599号
	国空事第1074号
	国空業第167号
	観観産第831号
	観参第296号
平成30年10月4日	国鉄総第202号
	国自旅第160号
	国海内第67号
	国港総第345号
	国空事第828号
	国官参空第24号
	観参第271号
平成31年2月19日	国総支第44号
	国鉄総第345号
	国自旅第231号
	国海内第208号
	国空事第1483号
	国官参空第64号
	観観産第642号
	観参第604号
平成31年4月26日	国総支第16号
	国総物第15号
	国鉄総第47号
	国鉄都第42号
	国鉄事第45号
	国自旅第33号
	国海内第24号
	国港総第63号
	国空事第141号
	国官参空第13号
	観観産第23号
	観参第107号
令和元年6月25日	観参第287号
令和2年2月13日	観観産第747号
	観参第1013号
令和2年3月30日	国総地第72号
	国総物第695号
	国鉄総第475号
	国鉄都第231号
	国鉄事第436号
	国自旅第318号
	国海内第123号
	国港総第692号

	国官参空第103号
	観産第929号
	観参第1211号
令和2年4月7日	国総地第4号
	国鉄総第3号
	国鉄都第17号
	国鉄事第5号
	国自旅第2号
	国海内第3号
	国海外第2号
	国港総第6号
	国官参空第2号
	観産第3号
	観参第5号
令和2年7月3日	国総地第39号
	国総毛第20号
	国鉄都第55号
	国鉄事第105号
	国自旅第85号
	国海内第31号
	国海外第72号
	国官参空第47号
	観産第232号
	観参第355号
令和2年11月5日	国総地第79号
	国総毛第76号
	国鉄総第273号
	国鉄都第122号
	国鉄事第314号
	国自旅第266号
	国海内第175号
	国海外第181号
	国港総第404号
	国空総第669号
	観産第1325号
	観参第782号
令和3年3月2日	国総地第101号
	国鉄総第399号
	国鉄都第188号
	国鉄事第671号
	国自旅第428号
	国海内第211号
	国海外第285号
	国港総第624号
	国空総第1055号
	観産第1866号
	観参第1128号

令和3年3月30日 国総地第117号
国鉄総第473号
国鉄都第274号
国鉄事第836号
国自旅第493号
国海内第230号
国海外第316号
国港総第770号
国空総第1171号
観観産第2046号
観参第1271号

令和4年2月8日 国総地第59号
国総モ第77号
国総物第83号
国鉄総第359号
国鉄都第142号
国鉄事第613号
国鉄施第317号
国自旅第450号
国海内第254号
国海外第368号
国港総第588号
国空総第1065号
観観産第320号
観参第624号

令和4年3月22日 国総地第81号
国鉄総第433号
国鉄都第201号
国鉄事第694号
国自旅第521号
国海内第303号
国海外第411号
国港総第679号
国空総第1259号
観観産第444号
観参第753号

この実施要領は、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（令和4年3月22日国総地第80号、国鉄総第432号、国鉄都第200号、国鉄事第693号、国自旅第520号、国海内第302号、国海外第410号、国港総第678号、国空総第1258号、観観産第443号、観参第752号。以下「交付要綱」という。）のほか、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金の交付等訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業の実施に当たって必要な事項を定める。

※本資料は、インバウンド安全・安心対策推進事業の抜粋版となります。

III. インバウンド安全・安心対策推進事業

1. 共通事項

①事業実施について

訪日外国人受入環境整備緊急対策事業費補助金のうち、インバウンド安全・安心対策推進事業関係について、補助対象事業者は、交付申請書に当該補助対象事業者が事前に策定した事業計画等を添付して、地方運輸局等に提出する。

②軽微な変更に係る取扱い

交付要綱第83条第1項第1号ただし書きに規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

- ・様式第4-1別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」又は「費用総額」の内容の変更

③立地要件

訪日外国人旅行者数を2030年に6,000万人とするとの目標実現に向けて、訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域。

なお、以下の地域における事業について優先的に採択する。

- ・「非常時における外国人旅行者の安全・安心の確保に向けた指針」に基づき観光危機管理計画を策定した地域
- ・「地域防災計画」等において訪日外国人旅行者の避難計画等を定めた地域

④補助対象外となる経費

次に掲げる経費は、補助対象としない。

- ・土地の取得に要する経費
- ・故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費
- ・SIMカードや通信費等のランニングコストやレンタル・リース契約に関する経費

⑤多言語での案内標識・案内表示について

多言語での案内標識・案内表示については英語併記を基本とする。なお、中国語（簡体字/繁体字）又は韓国語その他の必要とされる言語については視認性や美観等に問題がない限り、表記を行うこととする。また、翻訳に際しては校正（※）を実施すること。

また、禁止・注意を促したり、案内・誘導等を示す上で、見た目のわかりやすさが特に重視され、「ピクトグラム」で十分必要な情報を伝えることができる場合は、「ピクトグラム」の使用も有効であり、外国語の併記を必ずしも必要としない。なお、「ピクトグラム」についてはJIS Z 8210に示された図記号の他、「一般案内用図記号検討委員会」が策定した「標準案内用図記号」、「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会小売プロジェクトチーム」が策定した「小売業の多言語ガイドライン」を参考とする。自治体や事業者の中には、上記「ピクトグラム」をベースにして、オリジナルの配色やデザインの変更を施して使用している場合があるが、不統一や非連続性が原因で訪日外国人旅行者に混乱をもたらすことがないように、十分に配慮する必要がある。

※校正とは

翻訳される言語を第一言語とする者や通訳案内士等の第三者が誤訳やスペルミス、文法の誤り等を指摘・訂正することで、必ずしもネイティブでない外国人にも十分伝わる、わかりやすさを重視した平明な言語・文章とすること。

⑥無料公衆無線LAN環境の整備について

本事業による補助金を活用し、無料公衆無線LAN環境の整備を図る際は、共通シンボルマーク

「Japan.Free Wi-Fi」の掲出に関しての登録申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うことにする。

加えて、不正利用防止の観点から、一定程度の本人性が認証できる認証方式が必要である。

利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、総務省が求める認証方式に準じて、1)による認証方式、2)及び3)の認証方式併用(※1)を導入することとする。(※2)

1) SMS(ショートメッセージ)・電話番号を利用した認証方式

2) SNSアカウントを利用した認証方式

3) 利用していることの確認を含めたメール認証方式(※3)

(※1) 利用者が2)又は3)の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式

(※2) 上記認証方式を適用しなくてもよいケース

・災害時における無料公衆無線LANの開放時

・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時

なお、いずれかの方式で実施することが困難と認められる場合には、対面配布方式や2)又は3)の認証方式の単独実施でも認める場合がある。

(※3) メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外(訪日外国人旅行者等)はメール受信ができないため、訪日外国人旅行者受入環境整備の目的でWi-Fiを設置する場合は、手続きにかかる最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とする等の対応が必要となる。

2. 観光施設等における感染症対策機器等の整備

①基本的な考え方

訪日外国人旅行者を受入れる観光施設等における感染症の拡大防止を推進することで、訪日外国人旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、感染症対策機器等の整備を支援するものである。

②補助対象事業者

観光案内所・観光施設等を設置し、若しくは管理する者、又は観光地における店舗・事業所等を運営する者を補助対象事業者とする。

③補助対象要件

1) 補助対象施設等

本補助事業の対象となる施設等(以下「補助対象施設等」という。)とは訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている又は訪れると推定される以下のものとする。

- ・由緒があり建築的に優れている、文化財を所蔵・附帯している、又は境内(庭園を含む。)が優れている神社、寺院、又は教会
- ・古代から近世に至る軍事や行政等としての目的で建造された城跡、城郭、又は宮殿
- ・鑑賞や散策などのために造成された庭園又は公園
- ・動植物を飼育し展示している動植物園又は水族館
- ・歴史的資料、科学的資料、又は美術作品を展示している博物館又は美術館
- ・特徴的な概念(テーマ)を表現し、体験するために作られたテーマ公園又はテーマ施設
- ・「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」(平成30年4月改訂)に基づき、当該年度における補助事業実施対象期間において、日本政府観光局により、認定されている又は認定の見込みがある案内所
- ・国土交通省により登録されている「道の駅」、「みなとオアシス」等
- ・上記以外で訪日外国人旅行者の利用が見込まれる施設等

2) 立地要件

上記「1. 共通事項 ③立地要件」の地域内における、以下のi)、ii)又はiii)のいずれかの範囲

に所在するものとする。ただし、④1) 感染症対策機器については i) 及び ii) とする。

i) 「補助対象施設等」内

ii) 「補助対象施設等」の周囲

iii) 「補助対象施設等」へのアクセス経路（周辺の施設から該当の「補助対象施設等」へアクセスする際の主な移動経路となるエリア。）

3) その他要件

i) 共通

補助対象事業者は、補助対象施設等において、感染症予防に必要な措置を講じさせること。

ii) トイレ

- ・ 広く開放しているトイレを対象とし、商業施設、劇場、レジャー施設、スポーツ施設、遊技場、その他これらに類する営利目的の施設内及び公共空間であっても利用料を収受しなければ入場できない箇所にあるトイレ及び地域住民の利用が主たるトイレは除くものとする。
- ・ 対象となるトイレの所在をトイレの周囲やトイレ外壁等に多言語又はピクトサインにより表示している。

iii) 非接触式キャッシュレス決済環境

- ・ 観光地における飲食店や小売店をはじめとする店舗・事業所等を対象とする。
- ・ 地域住民の利用が主たる店舗・事業所等は対象外とする。

iv) 混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示

- ・ 混雑状況を把握する機器等は、二次交通拠点から補助対象施設等（観光施設に付随する施設を含む。飲食店、小売店、宿泊施設、地域住民の利用が主たる施設等は除く。）に至るまでの経路上において、複数箇所以上とすること。
- ・ 上記をにより把握した混雑状況について、多言語で発信を行い、訪日外国人を含む旅行者が容易に情報を取得できる体制を整える。
- ・ 補助対象事業が広告により収益が見込まれる場合、原則として収益が当該補助対象事業の維持・管理費程度であることとする。

④補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

1) 感染症対策機器

感染症対策のために補助対象施設等に設置する機器（赤外線サーモグラフィー、足踏み式手指消毒器、パーテーション、間隔保持用ポール、入退場カウンター、チケットレス端末、自動水洗式洗面器等）の整備に要する経費とする。

ただし、使用可能期間が1年未満のもの並びに消耗品は除くものとする。

2) トイレ

以下の整備に要する経費。

- ・ 和式便器の洋式化
 - ・ 洋式便器の交換（温水洗浄便座の新設又は便器の高機能化を伴う洋式便器の交換）
 - ・ 清潔機能向上整備※
 - ・ 洗面器（自動水栓化等）
 - ・ 小便器（自動水栓化等）
 - ・ 室内空調設備
 - ・ 案内標識（多言語又はピクトサイン等により、トイレであることを示す標識やトイレの場所まで誘導することを目的に設置する看板等）
 - ・ 案内表示（トイレ施設内のピクトサインや使用方法を説明する多言語表示の設置等）
- ※ 清潔機能向上整備とは、トイレ施設内の床・壁面（建具を含む。）において、汚物が飛散しやすい箇所での光触媒等を用いた抗菌素材の活用や、清潔を維持しやすい清掃仕様に変更する際に必要とされる整備を言う。

なお、補助対象となる大便器が設置されるブース内の機器（大便器、便座、紙巻き器、洗浄関連設備等）の購入及び設置に要する経費は経費に含めることとする。

ただし、以下の整備は補助対象としない。

- ・和式便器の整備
- ・案内標識以外のトイレの周囲の整備（舗装、アプローチのバリアフリー化、トイレ施設外の電気・配管及び浄化槽の設置等）
- ・躯体の新設工事
- ・発電設備
- ・ポンプ等の機械設備
- ・仮設トイレの設置

3) 非接触式キャッシュレス決済環境

以下の整備に要する経費。

- ・非接触式キャッシュレス決済環境の整備
- ・ソフトウェアの購入
- ・LAN環境の整備（セキュリティ対策を含むソフトウェア購入費も対象。）

4) 混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示

以下の整備等に要する経費。

- ・補助対象施設等における来訪者の混雑状況の把握
- ・補助対象施設等における来訪者の混雑状況を観光客に示すための機器等の整備
- ・混雑状況の把握及び混雑状況を観光客に示すためのシステムの開発（混雑状況を観光客に示すためのスマートフォン対応アプリケーション、画像コンテンツ等の制作費を含む。）

5) その他

- 1) ～4) の整備に附随する経費

3. 災害時の観光施設等における避難所機能の強化

①基本的な考え方

災害時に訪日外国人旅行者を受け入れる観光施設等における避難所機能の強化を推進することで、訪日外国人旅行者がわが国を安心して旅行できる環境を整備するため、これらの機能強化に資する整備を支援するものである。

②補助対象事業者

観光案内所・観光施設等を設置し、若しくは管理する者、又は観光地における店舗・事業所等を運営する者を補助対象事業者とする。

③補助対象要件

1) 補助対象施設等

本補助事業の対象となる施設等（以下「補助対象施設等」という。）とは、2. ③1) 補助対象施設等の通りとする。

2) その他要件

- i) 災害時の利用について、関係地方公共団体との調整が整っていること。
- ii) 災害等の発生が補助対象施設等の業務時間内である場合には、必要な安全の確認等を行った上で、可能な限り業務を継続すること。
- iii) 災害等の発生が補助対象施設等の業務時間外である場合には、公共交通機関の運行状況や当該施設等が所在する地域における観光の状況に照らして、訪日外国人旅行者による相談が見込まれる場合には、必要な安全の確認等を行った上で、可能な限り速やかに業務を開始すること。
- iv) ii) 又は iii) の後は、少なくとも通常の業務時間内は業務を行うこととし、その後も訪日外国人旅行者による問い合わせが予見される場合は、可能な限り業務継続に努めること。

- v) 災害時において、訪日外国人旅行者の求めに応じて、災害情報、公共交通機関の運行状況、宿泊や避難に関する情報等を案内するとともに、情報端末の充電、トイレ利用、避難所利用等のサービスを無料で提供すること。また、これらの提供サービスの内容については、多言語で分かりやすく表示しておくこと。

※災害時の情報提供にあたっては、『外国人旅行者向け「伝わる表現」用語集』（令和3年3月策定）を参考とする。

- vi) 災害時において、多言語案内・翻訳用タブレット端末又は多言語案内・翻訳システム機器等の活用によることも含め、英語及びその他の外国語による対応も可能であること。

④補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。なお、整備した機器等が確実に使用できる状態を維持することを目的とした平時の使用を前提とする整備についても補助対象とする。

1) 非常用電源装置

- ・災害時において外部からの電源供給、燃料の補給が途絶えた状況にあって、「③2) その他要件」に示した災害時の訪日外国人旅行者への対応業務を実施するために必要な電池容量又は燃料タンク容量を確保できる非常用電源装置（蓄電池システム、発電機等）の整備に要する経費
- ・電源の利用は、観光案内所や避難所の運営に必要な範囲に限る。
- ・安定的に電源供給が可能な機器であれば、太陽光発電等も補助対象とする。

2) 情報端末への電源供給機器

- ・災害時において訪日外国人旅行者が所有する携帯電話等の情報端末を充電するための機器の整備に要する経費
- ・情報端末への電源供給機器のみの申請は、原則として補助対象外とする。ただし、非常用電源装置を既に備えている又は本支援措置により備える予定であり、災害時における電源供給が可能な場合には補助の対象となる。

3) 災害用トイレ

- ・訪日外国人旅行者が災害時に使用するトイレの整備に要する経費

4) 避難所機能に係る施設整備・改良

- ・訪日外国人旅行者の避難に係る備蓄倉庫や避難スペース等の避難所機能に係る施設整備・改良に要する経費

5) 案内標識

- ・多言語又はピクトサイン等により、1) から4) の施設等を示す標識や施設等の場所まで誘導することを目的に設置する看板等に要する経費

6) 案内表示

- ・1) から4) の施設等に関するピクトサインや使用方法を説明する多言語表示の設置等に要する経費

7) その他

- ・避難所機能強化に係る整備に附随する経費

4. 災害時・急病時の観光施設等における多言語対応機能の強化

①基本的な考え方

災害時に訪日外国人旅行者の避難誘導を行う観光施設等及び訪日外国人旅行者の診療を受け入れる医療機関における多言語対応を推進することで、訪日外国人旅行者がわが国を安心して旅行できる環境を整備するため、これらの機能強化に資する整備を支援するものである。

②災害時の観光施設等における多言語対応機能強化のための整備

1) 補助対象事業者

観光案内所・観光施設等を設置し、若しくは管理する者、又は観光地における店舗・事業所等を運

営する者を補助対象事業者とする。

2) 補助対象要件

i) 補助対象施設等

本補助事業の対象となる施設等（以下「補助対象施設等」という。）とは、2. ③1) 補助対象施設等の通りとする。

ii) その他要件

- 一. 災害発生時の避難誘導について、関係地方公共団体との調整が整っていること。
- 二. 災害等の発生が補助対象施設等の業務時間内である場合には、必要な安全の確認等を行った上で、可能な限り業務を継続すること。
- 三. 災害の発生が補助対象施設等の業務時間外である場合には、公共交通機関の運行状況や当該施設等が所在する地域における観光の状況に照らして、訪日外国人旅行者による相談が見込まれる場合には、必要な安全の確認等を行った上で、可能な限り速やかに業務を開始すること。
- 四. 二又は三の後には、少なくとも通常の業務時間内は業務を行うこととし、その後も訪日外国人旅行者による問い合わせが予見される場合は、可能な限り業務継続に努めること。
- 五. 災害時において、訪日外国人旅行者の求めに応じて、災害情報、公共交通機関の運行状況、宿泊や避難に関する情報等を案内すること。
※災害時の情報提供にあたっては、『外国人旅行者向け「伝わる表現」用語集』（令和3年3月策定）を参考とする。
- 六. 災害の発生時において、多言語案内・翻訳用タブレット端末又は多言語案内・翻訳システム機器等の活用によることも含め、英語及びその他の外国語による対応も可能であること。

3) 補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

i) 多言語案内機能の整備

一. デジタルサイネージ

災害時に訪日外国人旅行者が必要となる情報について、多言語による発信を目的としたデジタルサイネージの整備に要する経費（コンテンツ作成を含む。）

二. 多言語案内・翻訳用タブレット端末

スタッフが災害時に訪日外国人旅行者に情報を伝達するために使用するインターネット接続多言語案内・翻訳用タブレット端末及びカバー等付属品に要する経費

三. 多言語案内・翻訳システム機器

スタッフが災害時に訪日外国人旅行者に対して情報を伝達するために使用する多言語案内・翻訳システム機器及びカバー等付属品に要する経費

四. 案内標識

補助対象施設等における観光案内所や避難所等の場所を訪日外国人旅行者に案内することを目的とした多言語での案内標識の整備に要する経費

五. 掲示物・配布物

災害時に訪日外国人旅行者が必要となる情報を多言語で伝達するための掲示物・配布物（避難所マップ等）について、その作成等に要する経費（その掲出物等の多言語化に必要な翻訳費を含む。）

六. ホームページ

災害時に訪日外国人旅行者が必要となる情報を多言語により発信することを目的としたホームページの作成に要する経費（ホームページの多言語化に必要な翻訳費を含む。）

ホームページは新規に作成するもののほか、既存のホームページの多言語化及びスマートフォン対応の改修についても対象とする。新規又は改修するホームページは、スマートフォン対応を必須とする。

七. 案内放送

災害時に訪日外国人旅行者が必要となる情報について、案内放送の多言語化に要する経費

ii) 無料公衆無線LAN環境の整備

i) に係る設備を利用するために必要となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費(セキュリティ対策を含むソフトウェア購入費も対象。)

iii) スタッフ研修

多言語対応研修、視察研修、災害対応訓練研修に要する経費

iv) その他

多言語対応機能に係る整備に附随する経費

③医療機関における多言語対応機能強化のための整備

1) 補助対象事業者

病院・診療所等を設置し、又は管理する者を補助対象事業者とする。

2) 補助対象要件

i) 補助対象施設

本補助事業の対象となる病院・診療所等(以下「補助対象施設」という。)とは、病院、診療所、歯科診療所とし、「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」(観光庁・厚生労働省)に登録されている、または登録の見込みがあるものとする。

3) 補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

i) 多言語案内機能の整備

一. デジタルサイネージ

受診時に訪日外国人旅行者が必要となる情報について、多言語による発信を目的としたデジタルサイネージの整備に要する経費(コンテンツ作成を含む。)

二. 多言語案内・翻訳用タブレット端末

スタッフが受診する訪日外国人旅行者に情報を伝達するために使用するインターネット接続多言語案内・翻訳用タブレット端末及びカバー等付属品の整備に要する経費

三. 多言語案内・翻訳システム機器

スタッフが受診する訪日外国人旅行者に対して情報を伝達するために使用する多言語案内・翻訳システム機器及びカバー等付属品の整備に要する経費

四. 案内標識

補助対象施設等の場所を訪日外国人旅行者に案内することを目的とした多言語での案内標識の整備に要する経費

五. 案内表示

補助対象施設等内のピクトサインや施設利用に必要な情報の多言語表示の設置等に要する経費

六. 掲示物・配布物

訪日外国人旅行者が診療にあたり必要となる情報に係る掲示物・配布物(請求書、同意書等)の多言語化に要する経費(多言語化に必要な翻訳費を含む。)

七. ホームページ

訪日外国人旅行者が診療にあたり必要となる情報の多言語による発信を目的としたホームページの作成に要する経費(多言語化に必要な翻訳費を含む。)

ホームページは新規に作成するもののほか、既存のホームページの多言語化及びスマートフォン対応の改修についても対象とする。新規又は改修するホームページは、スマートフォン対応を必須とする。

八. 案内放送

訪日外国人旅行者が診療にあたり必要となる情報に関する案内放送の多言語化に要する経費

ii) 無料公衆無線LAN環境の整備

i) に係る設備を利用するために必要となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費(セキュ

- リティ対策を含むソフトウェア購入費も対象。)
- iii) スタッフ研修
多言語対応研修、視察研修に要する経費
 - iv) その他
多言語対応機能に係る整備に附随する経費